平成24年第3回阿波市議会定例会会議録(第3号)

2番

4番

6番

8番

10番

12番

15番

17番

19番

招集年月日 平成24年9月14日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員(19名)

| | 1番 | 樫 | 原 | 伸 | |
|--|----|---|---|---|--|
|--|----|---|---|---|--|

3番森本節弘

5番 正 木 文 男

7番 松 永 渉

9番樫原賢二

11番 阿 部 雅 志

14番 池 光 正 男

16番 香 西 和 好

18番 三 浦 三 一

20番 吉 川 精 二

欠席議員(なし)

会議録署名議員

市

12番 岩 本 雅 雄

長

本雅雄 14番池光正男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

勝

策 政 監 藤 井 正 助 総務部長 井 内 俊 助 健康福祉部長 坂 東 恵 子 建設部長 西 村 賢 司 教育次長 新 居 正 和 市民部次長 姫 田 均

野

崎

或

産業経済部次長 天 満 仁

吉野支所長 岡 田 清

市場支所長 森 本 修 次

財政課長坂東重夫

農業委員会局長 森 本 浩 幸

副 市 長 森 本 哲 生

Ш

濹

井

田

村

本

П

田

畄

藤

江

쑢

吉

木

岩

出

原

稲

豊

信

高

松

雅

治

定

正

治

明

章

正

雄

雄

男

信

教 育 長 板 野 正

市民部長石川春義

産業経済部長 田 村 豊

庁舎建設局長 出 口 芳 博

総務部次長町田寿人

健康福祉部次長 川 井 剛

建設部次長友行義博

土成支所長 矢 部 和 寿

会計管理者 福 原 和 代

水道課長大川広幸

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 林 正 二 事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第53号 平成23年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第54号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について

日程第 4 議案第55号 平成23年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第56号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について

日程第 6 議案第57号 平成23年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について

日程第 7 議案第58号 平成23年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入 歳出決算認定について

日程第 8 議案第59号 平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定について

日程第 9 議案第60号 平成23年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第61号 平成23年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定 について

日程第11 議案第62号 平成23年度阿波市水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について

日程第12 議案第63号 平成23年度阿波市水道事業会計決算認定について

日程第13 議案第64号 平成24年度阿波市一般会計補正予算(第3号)について

日程第14 議案第65号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について

日程第15 議案第66号 平成24年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第1号) について

- 日程第16 議案第67号 平成24年度阿波市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第68号 阿波市暴力団排除条例の制定について
- 日程第18 議案第69号 阿波市防災会議条例の一部改正について
- 日程第19 議案第70号 阿波市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第20 議案第71号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第72号 阿波市立久勝保育所の指定管理者の指定について

(質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長(阿部雅志君) ただいまの出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 市政に対する一般質問

○議長(阿部雅志君) 日程第1、市政に対する一般質問を前回に続き行います。 まず初めに、5番正木文男君の一般質問を許可いたします。 正木文男君。

○5番(正木文男君) 皆様、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきました。5番正木文男、平成24年9月議会におけます 一般質問させていただいたらというふうに思います。

今日は、この議場、傍聴席見ましたら、たくさんの方が傍聴に来ておられるということです。本当に傍聴に来ていただける方が多いということは歓迎すべきことじゃないかなというような気がいたします。幅広く皆さんにこの議会というものを知っていただくという意味で、本当に気軽に来れるような状況になれば、そういう中で私どもも激励をしていただく、鍛えていただくということにもつながってこようかというふうに思います。本当にありがとうございます。

今回、ちょっと冒頭で余り長々と要らんことを言うなと叱られるんですけれども、9月7日の朝刊に、悠仁親王様のお誕生日、6歳になられたという記事が載っておりました。 秋篠宮家の長男悠仁が、6日、6歳になったと。お茶の水女子大附属幼稚園の年長組となり、先生の手伝いや年下の子供たちの世話をするようになったというような記事が各紙に載っておりました。この記事を見たときに、私は何かほっとするようなものを感じました。お世継ぎの問題とかいろいろあるわけなんですけれども、元気に健やかに6歳のお誕生日を迎えられたというようなことで、何かほっとしたような感じを受けたんです。私どもにとって決して遠い存在であるんですけれども、何か親戚の家の子供が元気なのを喜ぶというような感じを受けさせてもらったわけです。今日2番目の質問項目でも関連します けれども、我々日本国民にとって天皇家の存在というものが何か大きな支えとなっている というような気がいたします。元気で健やかに育っていただきたいと願っております。

さて、今回は、4項目について質問をさせていただいたらというふうに思います。

まず1点目が市民税、国保税、介護保険料の徴収状況は、2点目が国民文化祭への阿波市としての取り組みは、3点目が合併特例債の最終年度までの全体的活用計画についてどのように考えているのか、4点目が市外からの移住支援についてという4項目について質問を進めてまいりたいというふうに思います。

まず、1点目、市民税、国保税、介護保険料の徴収状況ということなんですけれども、 我々人間には、一人一人生きていく権利があります。しかしながら、その前提には、お互 いに義務を果たさなければならないということがあります。権利と義務、それぞれ両輪の ごとくあって、しっかりと成り立っていくもんだというふうに思うわけです。

西洋の思想では、人間といいますか、人には生まれながらにして権利があるというような一つの倫理観があります。日本とか中国、儒教の発想、思想の中では、自己の努力の結果権利が発生する、権利は義務の結果であるというような捉え方、大きくそういうものがあるわけです。決して西洋が権利ばかりで法治国家の中で義務を疎かにしているということではないわけなんですけれども、我々には権利はいただく、そのかわりにはしっかりした義務が必要なんだということだと思うんです。じゃあ、なぜこっちはこの話を出したかというと、税の話です。

我々は、地方自治体を含む国家の運営には、国民の義務としての納税が義務づけられております。今、景気の低迷によりまして税収の落ち込み、ひいては各種租税の収納率が低下しておる、そういう懸念があります。そこで、我が市における市民税、国保税、介護保険料の徴収状況はどのような状況か、過去3年間の収納実績はどのような状況か、また、収入未済額、不納欠損額が多額に発生している状況にあるようなんですけれども、その対策はどのようにしておるのか、収税を上げるためにどのような取り組みをなさっているのかということについて、まずお伺いをいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 石川市民部長。
- ○市民部長(石川春義君) おはようございます。

正木議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の内容は、市民税、国保税、介護保険料の徴収状況は、市民税などの収入未済額 や不納欠損額が多額に発生しているが、その状況対策はどのようにしているかとのご質問 でございます。

先に、平成21年度から23年度の市民税、国保税の収納状況についてご説明いたします。

平成21年度現年度分、個人市民税12億490万円、収納率が97.37%、法人市 民税1億3,764万2,000円、収納率が99.36%、国民健康保険税7億3,5 25万8,000円で、収納率が92.51%、過年度分、個人市民税1,789万5, 000円、収納率が21.8%、法人市民税42万5,000円で、収納率が23.4 2%、国民健康保険税が3,613万4,000円で18.11%です。

続きましては、平成22年度現年度分、個人市民税で11億1,887万3,000円、収納率で97.71%、法人市民税1億8,760万6,000円で、99.64%、国民健康保険税で8億2,669万4,000円で94.0%、過年度分で、個人市民税2,458万4,000円、収納率26.52%、法人市民税で15万円、収納率が23.42%、国民健康保険税で3,949万5,000円で、19.7%。

続きまして、平成23年度ですが、現年度分で、個人市民税が11億2,116万6,000円、収納率で98.07%、法人市民税で1億6,528万4,000円で、収納率が99.52%です。国民健康保険税では8億8,803万4,000円、収納率が93.95%。続きまして、過年度分で、個人市民税2,305万5,000円で、収納率が25.68%、法人市民税で36万3,000円、収納率で13.17%、国民健康保険税3,689万1,000円で、19.71%、以上のような結果となっております。

平成23年度の取り組みといたしましては、県の税務職員の市町村短期派遣によりまして、東部県税局吉野川庁舎収税担当職員2名を派遣していただき、分納相談や滞納処分の実務の指導を受け、収納率の向上に努めました。また、収納担当を軸に、8月から11月末まで、税務課職員7班で訪問徴収、電話催告等を行っております。ただ、国保税につきましては、11月10日から19日の10日間に、管理職の皆さんに一斉徴収のご協力をいただきました。また、12月には3回、1月には3回、土日に個別訪問徴収を行っております。また、出納整理期間中の平成24年4月19日から5月2日までの間で、管理職の皆さんに一斉徴収のご協力をお願いした結果、調整交付金のペナルティーとならない92%を達成することができました。

続きまして、不納欠損についてでございますが、平成21年度個人市民税431万7, 076円で、345件、法人市民税で32万7,800円の5件です。国民健康保険税は 2,160万6,100円、1,136件、平成22年度個人市民税371万7,029円、492件。法人市民税についてはありません。国民健康保険税では、1,990万4,187円、997件でございます。続きまして、平成23年度個人市民税で434万9,716円の515件、法人市民税についてはありません。国民健康保険税につきましては、2,305万2,451円の850件、以上のような結果となっております。

滞納処理につきましては、平成23年度では、県税務職員派遣により、住民税を主として81名を抽出し、徴収や交渉技術の向上を図ったところでございます。その結果、完納が31名、分納誓約が19名、相談による自主納付が5名、分納誓約再開が1名の56名でした。また、25名に対し差し押さえを執行し、完納が6名、分納誓約が3名、相談による自主納付が4名、差し押さえをしましたが連絡などない者が10名おります。その差し押さえ財産のない者が2名でございました。徳島滞納整理機構へ30件の移管をしていますが、阿波市独自でも財産調査などを行い、財産があれば差し押さえなどを執行しています。

平成24年3月末現在の滞納処分の状況ですが、預金差し押さえが81件、貯金が12件、生命保険が20件、簡易保険が10件、給与2件、不動産1件、交付要求が38件、分納誓約は72件となっています。滞納者に対しましては、事前に催告の送付、また個別訪問による連絡書等により滞納明細をつけて納付をお願いしておりますが、分納相談も受けますよという連絡は入れておりますが、なかなか連絡が少のうございます。やはり納税意識が希薄でないかと思われます。

今後においても、公平な納付のため財産調査などを行い、滞納処分のできるものがあれば執行して、不納欠損を少しでも少なくするよう努力してまいりたいと考えています。よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 坂東健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(坂東恵子君) 正木議員の一般質問、市民税、国保税、介護保険料の徴収状況はのご質問にお答えします。

健康福祉部としては、介護保険料で65歳以上の被保険者の保険料の徴収をしております。平成23年度介護保険特別会計で、調定額は5億9,095万200円、収入済額5億6,897万4,100円で、収納率は96.3%であります。また、不納欠損額647万1,400円、収入未済額1,682万600円となっております。

なお、参考のため、県の年報によります平成22年度の8市の平均収納率は94. 7%、県下市町村の平均の収納率は95.1%、阿波市は96.0%でありました。

ご承知のとおり、介護保険は介護を必要とする人を社会全体で支え合う仕組みでありまして、40歳以上の方が全員で費用を公平に負担することとされているところです。保険料の徴収は、65歳以上の方は原則年金から天引きする特別徴収ですが、65歳になっても約半年間は普通徴収となり、未納者となりがちです。そういうことから、この制度に対する理解と高齢化の進展による給付費に係る保険料の必要性を説明し、理解していただけるように努めているところです。特に、65歳到達の新規資格取得者については、納付通知書送付時に制度説明パンフレットも同封し、また口座振替による納入を奨励しております。そして、制度の周知及び特別徴収に切りかわるまでの未納額の減少を図っております。また、各納期ごとの未納者には、督促状の発送、電話催告、訪問などにより、現年分が未納にならないように納付を促しております。長期滞納者には催告書を発送することにより未納保険料があることを認識してもらい、催告書発送後に連絡のない滞納者については、戸別徴収を実施しております。

今後においては、毎年秋に実施している介護保険料の徴収強化を図るために、個別訪問、納付相談などに取り組み、収納率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、 ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

- ○議長(阿部雅志君) 正木文男君。
- ○5番(正木文男君) ただいまは、市民税、国保税、それから介護保険料徴収状況、各 3年にわたっての実績等報告をいただきました。

聞いておりまして、介護保険料については96.3%というふうなこと、平均的なものを上回って納められている。こちらのほうにつきましては、制度的に年金等のほうから特別徴収という安全策があるわけですかね。そういう部分で多少安心かなという気もするわけですけども、今言ったように、つなぎの期間ですか、そういうものについてはやっぱり制度の周知とか納付意識の啓発、そういうものに努めていく、これは全体に通じることかもわかりませんけれども、そういうことじゃないかなというふうに思います。

特に、市民税、国保税なんですけれども、現年度分の徴収状況、市民税が97%前後ですかね、法人市民税が99%、これは、今言ったような平均的なことから行くと、世の中決して100%っていうのはなかなかないもんですから、妥当な状況なんでしょうかね。

その辺のところをちょっと聞かせていただいたらということと、それから収税に当たり努力されている状況ってのは理解できるわけです。県の税務担当職員のご指導を受ける、それから管理職の皆さんによる徴収活動というようなことで、税の意識の啓蒙にもなるでしょうし、具体的な成果にもつながっていっているという努力というものはわかるわけですけれども、その中で国保税が92から93と低いわけです。これについては、全国的にも問題になっているわけなんですけれども、国保税が他の税と比べて低い理由をどのように分析して、どのように対応をしようとしておられるのか。市民税、法人市民税の率が、まあまあそこそこのものなのかということと、国保税の徴収率が低い、92から93、これは他の税と比べてどういう理由で低いのか。それをどのように分析して、どのようにその改善のために取り組もうとしているのかを再問とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 石川市民部長。
- ○市民部長(石川春義君) 正木議員の再問にお答えいたします。

国保税は多少低いが、現年度分徴収状況はある程度妥当な状況かと。国保税の徴収率が低く、全国でも問題になっているが、他の税と比べて国保税が低い理由をどのように分析し、対応しようとしているのかということにお答えいたします。

市民税に関しましては、徐々にではありますが、徴収率は若干上がっておりますが、国 保税が他の税と比べて徴収率が低い状況、これにつきましては、国民健康保険の制度的問 題があるように思います。

国民健康保険は、本来地域の農林水産業者や自由業の方々のための医療保険ですが、最近では定年などの退職された方や長期不況により企業をリストラされた方、会社の倒産による社会保険からの国保加入の方がふえております。これにより、無職、低所得者の方が増加し、加入者の構成も高齢化しているのが原因と思われます。対策といたしましては、電話催告、訪問徴収、休日徴収、また管理職の皆さんにお願いする一斉徴収などで対応してまいりたいと思います。また、国民健康保険制度を十分に理解してもらいながら、粘り強く徴収業務に当たっていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 正木文男君。
- ○5番(正木文男君) 一応行政の中で、この収税業務、一番難しいといいますか、しんどい部門を担当されてるんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、我々のこの世の中が成り立っていって、平和で安全で安心で便利なこの世の中を享受できるということは、その義務としての納税というものがやっぱり前提なわけです。なおかつ言えるこ

とは、納税っていうのは、やはり公平さです。踏み倒し得といいますか、そういうことに ならないように、公平公正な面というのも求められるわけなんです。

国保税、本当にこれはいろいろ議論してきました。毎年、市の一般税からの補填等ふえ続けるといいますか、そういう傾向にある国保税の特別会計、それも厳しい状況にあるということなんです。本当にしっかりと頑張ってもらいたいというような気がいたします。しかしながら、やはりここでどうしても見逃すことができないというのは、不納欠損額が毎年発生しているということなんです。市民税が400万円、それから国保税におきましては毎年2,000万円程度発生してる。国保税の2,000万円程度の不納欠損というのは、余りにも大き過ぎるという気がいたします。

田舎では、土地改良区というのがあるわけですけど、土地改良区も、その賦課金というのがあります。賦課金について滞納が発生し問題になっておりましたけれども、土地改良区は強制徴収に踏み切った。その結果、回収が図れたとともに、納税意識というものも高まったというふうに聞いております。

市で、特に国保税については、焦げつかないように、公平公正な納税対応のためにも、 厳正な取り組みを求めるということで、今回の質問については、しっかり頑張っていただ きたいといいますか、分析しながら、より厳正な、厳密な対応をしている、そういう姿を 見せていく、最大限の努力をしているということに努めてもらいたいということで、この 項についての質問は終わりにさせていただいたらと思います。

それでは続きまして、2点目なんですけれども、徳島で2回目となる国民文化祭への阿波市としての取り組みはということなんです。

これ平成19年でしたですか、第22回目の国民文化祭が徳島で開催されました。あ、またやるんかというように思われたかもわかりませんけれども、本年度第27回国民文化祭が徳島で2回目として開催されることとなり、今県下各地で国民文化祭の行事がスタートしております。

徳島市の状況を見てみましたら、「阿波藍×未来型プロジェクト「このまちの色」展」というのを9月1日から17日まで、21世紀館でやられている。9月1日にオープニングセレモニーをやられている。それから、徳島彫刻集団50周年記念「野外彫刻展」が9月2日から10月19日、徳島中央公園でこれは現に開かれておるわけです。大正琴アンサンブルの祭典、平成24年度全国現代クラフト展、あわぎんホールで14日からというような形で動いております。

そういう中で、阿波市での行事予定はどのような取り組みを計画しておられるのでしょうか。全体的な行事計画を説明して、市民の皆様への参画を働きかける機会としていただければということです。どのような阿波市としての計画をされているのか、これについては教育委員会のほうでしょうか。

それから、後段の部分なんですが、国民文化祭と絡めまして、ちょっと阿波市の計画の中に、漏れ聞くところによりますと、御所でのたらいうどんをテーマとして企画があると聞いております。

土成の御所っていうのは、その名のとおり、天皇家にゆかりのあることからついた名前であります。由来は、余り言ったらまたあれかもわかりませんけれども、承久の乱ですね。1221年、幕府が台頭してきて天皇家を脅かすという中で、それに対して天皇家の復権というようなことで倒幕計画を後鳥羽上皇、土御門上皇の父に当たるわけですけれども、が企てて、幕府にばれて、それに対しての制裁があったということです。後鳥羽上皇は隠岐の島へ流される、弟の順徳上皇は佐渡島へ、そして長男である土御門上皇は、一旦土佐の国に流されておったんですけれども、阿波の国へ1223年に土佐で駐留し、阿波の地に来て約8年間御所で滞在されたと。土御門上皇滞在の地として、阿波市の御所のPRと、今後においてはそういうものを観光資源としての環境整備というものを図っていくべきじゃないかなというふうに考えるわけですけれども、阿波市としての考え方をお伺いしたいわけです。

参考に、こういう「阿波の国土御門上皇終えん伝説の地観光マップ」というのが、ある 民間の方の篤志家によりまして発行されておるのを私入手したんです。土御門上皇のいろ んな歴史の話、それから阿波市だけじゃなくて、県下にもいろいろそのゆかりの地がある ということを紹介して、これをずっと回る行程だとか、その由来とかというのを観光マッ プというものを出されております。

そういうようなことも一つの方向かと思うわけですけれども、今度の国民文化祭においても、御所のたらいうどんであるということ、その機会を捉えても、そういう歴史、伝統、文化があるということの発信、それから今後においては、それをもうちょっと肉づけして、観光とか阿波市のまちづくりとかというようなものに考えていくべきじゃないかなと思うわけですけども、その分についてどういうふうにお考えでしょうか。

- ○議長(阿部雅志君) 板野教育長。
- ○教育長(板野 正君) 正木議員からの国民文化祭について阿波市の取り組みというこ

とでご質問ございました。お答えいたします。

議員から詳しくご説明がありましたけれども、第27回国民文化祭が徳島県で開会されました。期間は、9月1日から12月14日までの105日間ということでございます。

阿波市は、10月14日に宮川内ダム公園周辺を会場として、そのテーマ、食文化の祭 典「御所たらいうどんフェスタ」ということで開かれます。

御所たらいうどんの歴史とその文化について、皆様方ご承知とは思いますけれども、少 しばかりご説明させていただきます。

50年ないし60年ほど昔にさかのぼりますが、宮川内御所地区では雨量が大変少なく、「月夜にヒバリが足を焼く」と言われていたほど乾燥した土地でありました。稲作はほとんどできなかったこの地域では、畑で小麦を栽培し、大切な主食といたしておりました。また、小麦粉を原料とするうどんは、大切な食べ物とされていたようでございます。宮川内地方では、その昔、お客様や縁日の折に、またこの地方では林業が大変盛んであったことから、木こりや木材を運搬する人たちに仕事納めの振る舞いとしてうどんをごちそうしていたようでございます。大勢の人たちがにぎわったときには、河原の石を集めてかまどをつくり、川の水でうどんを湯がき、釜を囲んで直接釜からうどんを引き上げて食べていたようでございます。そのような中で、人と人との強いきずなが結ばれたと思います。

さて、この写真は、昭和40年代ごろの宮川内谷川の様子でございます。その後、鉄の 釜から木製の飯盆に移して食べるようになりました。昭和6年当時の県知事でありました 土井県知事様が来られたときには、飯盆に盛られたうどんを食べて帰られたそうです。そ の後、たらいのような器に入ったうどんを食べておいしかったという話が伝えられ、誰が 言うことなく、御所のたらいうどんと呼ばれるようになったそうでございます。

また、うどんのだしには、ジンゾクという小魚を使いました。ジンゾクは、上流にざるを据え、川下から大勢の人が並んで、せせらぎの小石を押し上げて、ジンゾクをざるに追い込んで捕まえる。その様子が、この写真でございます。これも、昭和40年代ごろの写真であります。このジンゾク狩りは、たらいうどんとともに、無事に大きな仕事を終えた人たちの楽しみでもあったようでございます。

一方、製粉業は、この地で最も繁栄した家内工業で、宮川内谷川筋には8軒もの水車小屋がありました。小麦をひいて粉にしていました。また、明治、大正、昭和の初めにかけて、幾十軒もの製麺業者さんがいました。この水車小屋でひいた良質の粉を原料としてう

どんをつくられていたようでございます。

さて、10月14日に開催されます国民文化祭、食文化の祭典「御所たらいうどんフェスタ」、地元の方のご協力によりまして、昨年から地元の中学校によりまして、麦まき、麦踏み、そしてこの6月には麦刈りの体験をしていただきました。10月14日は、多くの人にこのような歴史と文化を感じていただきながら、御所地域でとれた小麦で粉をつくり、うどんをつくり、食べていただこうということでございます。まさに、食文化の祭典ではありませんか。

うどんの手打ち体験、ジンゾク狩り体験、道の駅どなりの水車粉屋において粉ひき体験等がございます。そして、阿波市の特産物、農産物、加工品等、直売をする予定でございます。阿波市の魅力を県内外に紹介し、発信していきたいと思っております。今後も、このようなすばらしい歴史と文化、食文化を大切にしながら、継承、発展させていかなければならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 田村産業経済部長。
- ○産業経済部長(田村 豊君) 正木議員の一般質問でございます、御所の土御門上皇滞在地としての御所のPRと、今後において観光資源としての環境整備を図り、活用すべきであるが、どう考えるかというふうなご質問でございます。

正木議員の一般質問の中でも、土御門上皇につきましては説明をいただきましたけれども、私のほうからも少し簡単に説明をまずさせていただきたいと思います。

土御門上皇につきましては、今から八百数十年前、鎌倉時代でございますけれども、第83第土御門天皇として在位をされた方でございます。それで、阿波市につきましては、晩年1227年から亡くなるまでの1231年までの5年間を阿波市、現在の土成町吉田字御所屋敷の1、これ県道鳴門池田線の北側にありますが、現在土御門上皇行宮跡というふうなのがございますが、そこで5年間を過ごされたというふうなことであります。

それで、今回国民文化祭を開催をいたします土成の宮川内ダム周辺地域は、土御門上皇のゆかりの地でもあります。上皇にまつわる史跡もございます。史跡といたしましては、上皇の終えんの地として伝えられております「お腹石」、腹の石と書くんですけれども、これは宮川内谷川で川の岩の上で上皇が亡くなられたとされる場所でございます。さらに、奥の御所神社、また上皇ほかをご祭神としてお祭りしてあります御所神社等がございます。ほかにも土成町、吉野町には、土御門上皇に関するほこらとか地名が点在しておる

というふうな状況がございます。今後、土御門上皇ゆかりの資料を整理をさせていただきながら、土御門上皇の伝説といいますか、歴史を一つの観光資源として捉えながら、御所のたらいうどんと、そして他の観光資源とも組み合わせて観光のメニューを考えながら、阿波市の観光振興につなげていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(阿部雅志君) 正木文男君。

○5番(正木文男君) 前段では、今回の国民文化祭、10月14日に宮川内ダムの公園 のところで御所たらいうどんフェスタ食文化の祭典というような形で開催される。そして、そのメーンがたらいうどん。我々地元でしっかりと、讃岐うどんに負けないように発揮していかなければいけないものをテーマにしておられるということで、本当に頑張って取り組んでいけたらなというふうな気がいたします。その準備も着々とされてきておるということなんですね。

その中で、国民文化祭に関しましては、今言ったように、そういう御所の由来とか、土御門上皇ゆかりの地というものを何かちょっと織り込めれたらなというふうな気がいたします。今からそういう企画というのはどうかと思いますけれども、何かの形でそういうようなものも何かPRをして、市内外、それから県外から来られる方にも、阿波市がこういうところなんだよというところもしっかりと知っていただく。我々のイメージアップにつながるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうことも考えていただいたらというように思います。

後段で、じゃあそれはそれなんだけど、将来的にわたってこれをどう取り組んでいくか ということもしっかり考えてもらいたいということで提案をさせていただいたわけなんで すけれども、生かしていく方向で取り組んでいきたいというご答弁でした。

私、先日、土成町吉田の上皇行宮所、行ってみました。草は生え、跡地は非常にみすぼらしく感じました。本当に何か農村公園とかっていうて、ブランコもあったりとかするわけなんですけれども、横にトイレ、現場用の簡易トイレがひっくり返って寝そべっておりました、草ぼうぼうでです。そのような状況なんで、本当にこれが行宮所、先ほど私8年と言いましたけど、5年間ですかね、御所の地で滞在されたのはですね、された地なんだろうか。あそこから、いろんな発信をされておるわけです。地名にしたって、吉野町のほうには一条から七条まであるというような、そういうものもその関連だと思いますし、まさに地名がそうですし。そういうようにしたら、そのもととなる行宮所……。行宮所とい

うのは、天皇にゆかりの人が、都を離れて行幸に行ったところである程度事務所をつかさどったところを行宮所という言い方のようなんです、ですから行宮所ということに言われておるわけなんですけれども。それが、本当にあそこへ行ったら、みすぼらしいなというような気がしました。たまたまそのときに、若いアベックの方が見に来られておるんですよ。私ひとりとその方が、高知のナンバーでしたんで、どっから来られたってのはわかったんですけど、何でここへ来たんですかって聞いたら、御所という地名というものが何かひっかかって見に来たんですというようなことで来られておりました。女の方が、これなんて読むんだろうと、土御門というのが読めなくて、私がちょっと老婆心ながら説明してあげたんですけどね。というような形で、何らかでやっぱりそういう関心持たれてる方がおられるような気がするわけです、本当に若い方だったんですけどね。そういうようなことで、何とかこれをやっぱりしっかりと広めていく、地元の阿波の宝として紹介していくということが大事じゃないかと思うんです。

もう一つついでに、土御門上皇、決して先ほど言いましたように、阿波市ゆかりだけじゃないんです。皆さん、阿波神社というのがあるのをご存じでしょうか。私は、これも1カ月ぐらい前に知りましてね、本当にセンセーショナルといいますか、自分としてはびっくりしました。この阿波神社、大麻比古神社からちょっと東のほうへ行きますと松浦酒造っていうんがあります。その手前のところに種蒔大師なんかある、その手前にこういう立派な神社があるんです。そこはどういうことかと言うと、土御門上皇を火葬した場所です。土御門上皇をご祭神としてる神社なんです。ですから、阿波神社の鳥居さんに向かってすぐ左手のところに火葬跡という、二坪、三坪ぐらいの、もっと広いですかね、の敷地があるわけです。ここは、天皇家直属の土地になっておるようです。火葬の地というふうな形で紹介されております。

この阿波神社っていうのは、昭和18年に徳島県が多額の金を投じて、この阿波神社というのをつくっておられるんです。しかしながら、その後の戦後のGHQのいろんな占領政策の中で埋没してしまっているという状況があるわけなんです。土御門上皇に絡む神社として阿波神社がある。

それから、上板町神宅の大山寺、ここには、上皇が不動明王を奉納しているというお寺らしいんです。その不動明王というのも、なかなか立派なものだというふうに聞いております。

ですから、そういうようなものとの連携とか、そういうものをとりながら、土御門上皇

のゆかりの地ということをしっかり取り組んでいくべきじゃないかなというふうに思うわけです。

今後、こういうものを阿波市のまちづくり、観光資源としての活用、一つの土御門上皇終えんの地として歴史ロマンというものをつくり上げて、阿波市のまちづくりや観光資源としての活用というものを考えていくべきだというふうに思うわけですが、市長、どうでしょうか、ちょっと感想を、突然ですが。

○議長(阿部雅志君) 野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 正木議員のほうからは、国文祭絡みの中で御所のたらいうどんを 取り上げた由来、あるいは土御門上皇さんの御所神社絡み、あるいはずっと東へくだっ て、阿波神社ですかね、宮内庁直轄の神社でございますけども、それらも含めて、やはり 阿波の歴史、あるいは阿波の観光等々、あるいはイメージアップにつなげていけないかと いう話です。

実は、5年前の国文祭の阿波市のテーマですね、これがたしかパッチワークっていうんですかね、布切れを順番に縫い合わせていく、そんなようなことをやってました。今回、御所のたらいうどんを選んだというのも、本当に阿波の北方、教育長が言いましたけれども、月夜にヒバリが足焼く地域、一握りのお米が欲しくても、水がないからお米がつくれないし、もちろん食べれない、そういうところからひもときまして、阿波の食文化って、本当は何だったのかなということを物語としてとにかく今、昔ですかね、今昔物語として組み立てていこうというんがもとの発想です。打ち出したときには、県のほうは第9の交響曲、あるいは阿波人形浄瑠璃、そんなことでしたんですが、どうも阿波市は県が求めてる国文祭のテーマと違うんじゃないかな、単なるうどんという見方をしてたようですね。いや、そうじゃないよ。阿波の北方、非常に水がなくて苦労をしてる、食べ物がないで、そこから発祥した御所のたらいうどんをとにかくテーマにする。まさに、これは阿波の食べ物にかかわった、生きる死ぬかの文化じゃないかな、そこが発祥の地です。もちろんそこから始まりまして、阿波市の観光協会、随分活動を今始めてますけれども、セッティングしながら、阿波の文化、あるいは気候風土、ここらあたりが日本国内に発信できればいいんじゃないかと思っています。

こんな話もございました。阿波市、随分工場立地に力入れてますけれども、ある社長さんに御所のたらいうどんの話をしました。もちろん月夜にヒバリが足焼くという話をしましたところ、そんな話は聞いたことないよ、言葉も知らないよ。いや、これは社長ね、今

はやりのメガソーラーですかね、太陽光発電ができるようなところ、なかなか雨が降らな いよ、まさに結びつきますよ。もちろん津波もないでしょう。土砂災害も少ないでしょ う。そんなところって、そうざらにあるもんじゃないよ。随分その言葉、本当気に入って くれました。だから、そんなところが工場立地にもくっついていくのかな、発想の転換で すかね。質問のテーマとちょっとずれますけれども、そんなところから、はるかかなた上 のところから阿波市を見ていただいて、阿波市の観光、阿波の光を見ていただくというの が観光であろう、イメージアップにつながっていく、産業振興につながる、ましてやさっ き教育長のほうからも話出ましたように、土成の方の御所ですかね、山に入って木を切 り、炭を焼いて、みんなが汗を流した昼御飯にたらいうどん、私はまさに5人、6人が箸 を突きながら、木の枝を折って箸にして、うどんを打って、だしが買えないからジンゾク をとる、それでだしをとって食べる、まさにたらいうどんじゃなくって、きずなのたらい かなと思います。そんなとこで、阿波市もたらいうどんにちなんで、まさにきずなのうど ん、阿波市民全体がきずなを持って、しっかりと阿波市のイメージアップ、あるいは工場 立地まで含めた経済振興にも発展していけばいいんじゃないかな。そういうような中で、 当然土御門上皇さん、あるいはその地名、御所、あるいは一条、五条、北二条というの は、本当に京都の縮図ですかね、徳島県の阿波市にあるということも、これからアピール しながら、阿波市のイメージアップに続けていきたいと思います。

以上、答弁を終わります。

- ○議長(阿部雅志君) 正木文男君。
- ○5番(正木文男君) 新しいものっていいますか、世の中を動かしていくっていうのはなかなか一足飛びにはいかないわけなんです。しかしながら、我々が気がつかないところで見過ごしている部分っていいますか、そういうものもあるわけなんです。

国民文化祭、一つの県の計画かもわからないけれども、その機会を捉えて、しっかりと 御所のたらいうどんを、食文化だけじゃなくて、歴史的な阿波の風土、そして市長の大好 きなきずなというようなところまで広げていった紹介、そういう持っていき方といいます か、それ大事じゃないかなというふうに思います。

その中で、私が今回はテーマとして、入り口は国民文化祭でしたけれども、言いたかったのは、土御門上皇の終えんの地、滞在の地という、本当に地元にとっては大きな文化遺産といいますか、大きな宝じゃないかなというふうに思うわけです。中には、今の子供たちというのは、ひょっとしたら知らない人もおるかもわからないわけです。そういうよう

なことも、今度は教育のテーマの中でもまた取り上げてもいいかなと思うんですけれど も、我々も知って、この宝をしっかりとアピールしていく。

歴史というものの、この財産というのは大事なんです。なぜ大事かと言うと、1日や10年や20年でできないわけです。長い年月の積み重ね、そういうものがあるから歴史の価値があるわけです。その価値というものをしっかりと認識して、そして阿波市のイメージアップに寄与していくというようなことだと思います。土御門上皇の歴史の事実をもとに、阿波市のまちづくり、観光振興へもしっかりと取り組んでいっていただいたらというふうに思います。

それで、このマップですね。それから、ちょっと紹介おくれましたけど、この「土御門上皇散策マップ」というのがあります。これは、旧土成町のときにつくられたんじゃないかなと思うんですけど、郷土歴史館というのが入っています、こういうもの。これは、県下全体です。鳴門のほうから始まって土成までの分があります。こういうパンフレット、数の限りありますけども、とりあえず市の田村部長のところにありますので、また観光協会とか、そういうようなとこにも置いておいていただいたらと思いますので。これ本当によくわかります。土御門上皇のゆかり、そして今の現在のあちこちにあるゆかりの史跡、そういうものがわかりますので、参考にしていただければというふうに思います。

それでは、この項目終わりまして、次3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、合併特例債の活用計画についてということでございます。

本議会において、平成23年度の決算が上程され、審議の対象となっております。報告書を見ると、実質公債費比率は9.4%となっており、非常に健全であると言えます。財政の健全化も大事なことではありますけれども、やっておかなければならないもの、必要なものには借金、起債をしてでも取り組む必要があるのではないでしょうか。

そこで、質問ですけれども、有利な合併特例債の活用期間が1年延長され、平成27年度までとなりました。また、阿波市未来プランの後期計画も見直しをされております。こういう形で2012年から2016年というようなことで見直しをされ、発表をされました。その中で、合併特例債の過去の分も含めまして、活用状況と今後の活用計画、特に社会基盤整備の充実に向けた取り組みについてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 正木議員のご質問、3点目の合併特例債の最終年度までの全

体的活用計画についてどのように考えているのか、有利な合併特例債をあらゆる場面において取り込み活用し、阿波市将来の社会基盤整備の充実をすべきと考えるがということにお答えをさせていただきます。

最初に、合併特例債の最終年度までの全体計画についてご説明をいたします。

合併特例債の全体計画につきましては、平成23年第4回の阿波市議会定例会において 議決をいただいております新市まちづくり計画の変更で、最終年度を1年間延長し、平成 27年度までといたしております。また、起債発行予定額を約140億円と見込んでおり まして、合併特例債活用限度額の約222億円に対しまして活用率約63%といたしております。

次に、活用実績についてでございますが、平成17年度から平成23年度までの7年間の活用実績については、総額68億9, 260万円でございまして、活用率約31%となっております。

この合併特例債を活用し、平成23年度までに実施をいたしました事業の主なものといたしましては、ケーブルテレビの整備事業や市道整備事業、また農業基盤整備事業や小・中学校の耐震整備事業など、そのほかに基金造成事業などとなっております。

次に、今後の活用見込みについてでございます。

平成24年度から27年度までの活用見込み額は71億4,020万円を想定しております。事業の主なものといたしましては、平成26年度末までに庁舎及び交流防災拠点施設の建設事業、学校給食センター新築事業、幼・保連携施設整備事業などとなっております。また、平成27年度につきましては、継続事業としての市道整備事業や農業基盤整備事業などを見込んでおるところでございます。

なお、平成26年度末までに計画中の重要施策でございます庁舎及び交流防災拠点施設 建設事業や学校給食センター新築事業などにつきましては、平成26年度末完了に向けま して、関係各課一層の連携を図り、住民サービスの低下を招かないよう努力してまいりた いと考えておるところでございます。

次に、今後の取り組みと考え方についてです。

ご承知のとおり、合併特例債は、合併市町村に係る財政支援措置の中でも特に有利な財源でございまして、本市も計画的、効率的に将来世代に負担を残さない活用方法をとれば、市内のインフラ整備などに弾力的に対応できるものと思っております。しかしながら、有利な財源とはいいながら、地方債の借り入れでもあり、その償還には約30%分は

市税等の一般財源が必要となります。将来まで説明責任の果たせる事業の選択と計画が最 も重要であると考えておるところでございます。

今後のハード事業の財源といたしまして、合併特例債が中心になろうかとは思いますが、それ以外に国庫補助金や県補助金、また庁舎建設基金などの特定目的基金などを有効活用いたしまして、合併特例債及び事業施工年度の一般財源をできる限り圧縮し、公債費比率の抑制を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(阿部雅志君) 正木文男君。

○5番(正木文男君) 合併特例債の活用状況ですね。合併を推進するという国の施策の 中で、あめとむちじゃないですけれども、そのあめということでこういう制度があるわけ なんです。それなりに過去においてはケーブルテレビ整備事業だとか、学校の耐震化大規 模改造というようなところで活用もしてきております。今後の新庁舎建設事業、給食セン ター整備事業等への取り組みを大きな柱として評価できるものでありますけれども、合併 特例債の活用率ですね、限度額222億円に対して140億円トータルとして合併特例債 の活用を考えておるということなんですけれども、それは63%なんですね。222億円 枠がある。これは、枠ですから、絶対それ全部使うということではないわけなんですが、 当初のまちづくり建設計画においては、私がちょっと認識しておりましたのは約187億 円程度の概算予定で、合併特例債トータルは84%ぐらい限度額に対して使えるかなとい うふうな予定であったわけなんです。それと比べて、かなり低いわけです。結果的に、そ れは財政への健全化というものは、実質公債費比率というものが9.4%ということで、 本当に健全だということはわかるんですけれども、しかしながら今阿波市としてやってお かなければいけない社会基盤整備ですね。いろんなインフラ整備というものがあるんじゃ ないかなと思うんです。この阿波市未来プラン、その中で、前にもちょっと引き合いに出 したわけなんですけど、市の各環境に対する満足度というものをマイナス7からプラス7 まで、満足が7、不満がマイナス7という中で評価されております。教育分野、保健福 祉、生活環境、生活基盤分野、産業分野、人権、協働分野という中で、この中で左に触れ てる部分ですね、不満足、不満という部分、例えばバリアフリー化の状況もマイナス 0. 51、町並み景観の状況マイナス1.09、下水道排水処理施設の整備状況マイナス1. 26、公園緑地の整備状況マイナス0.79、住宅政策の状況マイナス0.42、道路の

整備状況、これが一番大きいんですけど、マイナス1.43、農業振興の状況マイナス0.78、林業振興の状況マイナス0.81等々、ハード整備にかかわる部門として、満足度の低い部分、不満という部分がたくさんあるわけです。そういうようなものを今やっておくということ、合併特例債をうまく活用してやっていくということがテクニック的にして、行政のテクニック上、例えば事業課にしたら、事業課の経営手腕として、うまい補助的なものを活用して取り組んでいくということが一つの物事を動かしていく大きな形式になるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういう中で、あくまで財政の健全化というものを求め過ぎて、結果的にあのときしておけばよかったということにならないためにも、しっかりと取り組んでいくべきだと思うんですが、なおそういうことでどうでしょうか、その辺の取り組みというようなことで。今言ったように、不満という部分が社会基盤整備の中でたくさんあるわけです。そういうものがあるのだけれども、私が聞いていると、何か余りにも財政の健全化というものが頭の中にいっぱいあるんじゃないかなというふうに感じてしまうんですけれども、どうなんでしょうか。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 正木議員の再問にお答えいたします。

ご質問の内容は、今後求められる社会基盤整備を見直し、その財源として合併特例債を 積極的に活用すべきでないかということでございます。

先ほどもご説明をいたしましたが、合併特例債は対象事業費の充当率95%で、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置される、特に有利な財源ではございます。しかしながら、その償還には約30%分は市税などの一般財源が必要となります。また、有利な起債であっても、過度の発行は後年度の住民の過重な負担、実質公債費比率等、財政状況の悪化にもつながりますので、将来まで説明責任の果たせる事業の選択と計画が最も重要であると考えております。

今後の合併特例債の活用につきましては、市町村建設計画を念頭に、適債事業であるかや事業の緊急性、事業強化など、担当課と連携を緊密に行いまして事業を精査し、有効活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、東日本大震災により合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正されまして、被災地以外の市町村についても特例債の発行期間を5年間延長し、合併から15年間に改められております。このことから、本市の場合、平成32年まで合併特例債を起こすことができることになります。このような場合には、新たに財政計画も含めた市町

村建設計画を変更する必要が生じてまいります。その際には、ご協議をさせていただく予 定としておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 正木文男君。
- ○5番(正木文男君) ただいま総務部長ですね、財政の健全化というものを所掌する立場としては、そういう立場できっちりと将来も見通した財政の健全化を全うしていかなければいけないということは、それはそうだと思うわけです。家族の中で、使う一方ばかりの人がおったら家庭も破綻します。財布を締める人も要るわけです。

今聞きましたら、合併特例債というのが5年間延長されたということなんです。これ は、法的に認められたということであれば、じゃあそれぞれの地方公共団体が自主的にそ れを活用していく、枠を広げていくということに対してもまた見直しとかというものも可 能になってくるということなんです。ということは、取り組み期間が延長したということ は、一つのいいこととして安全策としていいわけなんですよね。しかしながら、本当に私 が常々言ってますけども、今後四、五年先、それから先っていうのを本当に税収の落ち込 みがあって、社会基盤整備ハード面への予算の導入っていうものが本当に限られてくるん じゃないかなと思うわけです。維持管理費だとか福祉だとか医療だとか保険だとか、そう いうソフト的なものにどんどん予算が必要になってくる。経常的経費というものに大半を 占めるような予算の構成になってくるという中で、できるときに私はハード整備をしてい くべきじゃないかなという気がするわけです。本当に、徳島県はそういう面でおくれてる と思うんです。高速道路が、今これだけおくれてる。乗りおくれてしまった。まだ横断道 がつながってないというような状況、徳島自動車道においては片側1車線というような状 況、本当に四国4県の中でもお寒い状況、またこれも後で言いますけど、インターが少な いとか、そういうのあるわけですけども。結果的におくれていって、どうしようもなくな ってくる、辛抱を強いられてくるっていうような状況もあるわけです。まだ阿波市におい ては、本当に、これもまた別で取り上げたいと思うんですけど、市の道路網、道路の整備 ですね、集落の津々浦々のところで市道整備というもの、市道の改良率も63.4%、こ れを何とか28年には70%まで上げようという計画があるわけですけど、7%上げると いうことは、年間、距離にすると70キロになるんです。どう計算するのかという話にな るわけですけど、そういう必要な部分があるということに対しては、やはり公共事業は、 今世の中「悪」みたいな言い方してますけれども、無駄なことは公共事業は悪です。しか しながら、住民の生活にとって必要なもの、行政の役割としてそういうものをしっかりやっていくということは、実際求められることだと思うわけです。これからどんどん公共事業を減らしましょうというような、ある国土強靭化計画というものに対しての批判というのもありますけれども、今の日本の世の中、戦後インフラ整備を進めてきました。その施設が、四、五十年、五、六十年たって老朽化しております。そういうようなものをしっかりとやり直さなければいけない時期も来てる。そういうものもあるわけです。それから、耐震の補強とか、そういういっぱい公共事業として必要なものもあるわけです。公共事業をやるということによって、経済対策、地域への金が回っていくということにもつながっていくわけなんで、まとめとして、今後合併特例債という有利な制度を活用して、できる範囲においてハード整備というものを計画的にしっかりと進めていっていただきたいということでお願いをしたいと思います。

それから、最後になりますけど、4点目です。

市外からの移住支援についてということで、質問を進めさせてもらったらと思います。

平成24年の夏、関東・東北地域を中心とする28組の親子の皆様が、とくしま母子疎開の会の支援を受け、また地元阿波市においてはめだかの学校の皆様、そして阿波市も応援する形で、この夏にとくしま保養プロジェクトに参加されました。そして、こられた皆様方は、阿波の自然、おいしい食材、食事、また温かい市民との交流を通じ、好印象を持ち帰られたと聞いております。そしてその中には、阿波市への移住を真剣に考えている人たちも複数おられるとのことです。また、農家でのショートステイというようなことで、阿波市の農家の方、農業団体の方が協力していただいて、農業体験だとか、野菜をとって一緒に食事をつくって食べるというようなこともやってもらったわけです。本当に好印象を持って帰られている、移住を考えてるっていう方が複数おられるというふうに聞いております。

そこで質問ですけれども、多くの皆様の努力によるこの成果を生かすべく、移住支援についての取り組みを阿波市としてどのように進めようとしておられるのか、お伺いいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 正木議員のご質問の4点目の市外からの移住支援について、 取り組みをどのように進めているのかにお答えをさせていただきます。

さきの松永議員の代表質問にもお答えをいたしましたが、ご質問の市外からの移住支援

に向けた取り組みといたしましては、定住・拘留人口の増加による地域の活性化を図ることに目的といたしまして、総合的な受け入れ組織体制として企画課内に移住・交流支援センターを本年7月より設置し、移住希望者に対し市の事業等の紹介を行っているところでございます。設置して以来、現在までに12件の相談があり、昨年度と比べましても、かなり増加をいたしております。また、相談内容については、移住したいのですが空き家はないですかという、住む場所についての相談がほとんどとなっております。この相談件数の増加につきましては、先ほどご質問にありましたが、本年7月1日より8月末までの間、とくしま母子疎開の会が子供の保養のため実施をいたしましたとくしま保養プロジェクトに参加した方からの相談がふえていることも影響していると思われます。

この事業には、関東・東北地方の28組の親子の方が参加し、保養と移住を目的に阿波市内で自然体験をし、地元農家で農業体験や地元でとれた農産物を堪能するなど、都会では味わえない体験をいたしました。また、8月5日は、ウエルカムパーティーと称し、地域の人たちとの交流会も行われました。そこでは、参加者からは自分たちの紹介と参加しての感想、市長からは町の紹介、また地元農家の方からは自分たちがつくる安全・安心な農産物の紹介があり、その後バーベキュー、また演奏会や阿波踊りなどで楽しく地域の方々と交流が図られました。これをきっかけに、本市に来られた方と地元農家とのつながりが生まれ、今回県外から参加された方々から、早くも阿波市でとれた野菜やお米を購入したいという話が生まれております。第1次産業である農業の荒廃が叫ばれている中、これまでの系統出荷だけに頼らずに、新しい流通ルートの確立は、これからの農業に従事する若者の活力となるばかりでなく、明るい農業への一歩が刻まれたと思います。

現在、市といたしましても、阿波市の魅力について情報発信するために、移住に関するガイドブック「阿波市移住ナビ」を作成し、市のホームページに掲載をいたしております。この内容は、市の生活環境から始まり、子供の教育環境など、移住希望者が求めている情報を取りまとめた冊子です。今後も、各種団体等の取り組みに対しても支援していくとともに、阿波市の魅力である、水と緑の豊かな自然や農業、これらの特性、資源を生かしまして、町の魅力を情報発信する仕組みづくりに取り組むとともに、住む場所の確保として空き家情報登録制度の充実や移住希望者の相談窓口である移住交流支援センターによる相談、支援などをきめ細かく推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(阿部雅志君) 正木文男君。

○5番(正木文男君) とくしま母子疎開の会の活動について紹介もかたがた答弁いただ きました。本当に私も当初は、松永議員のほうからいろいろ紹介ありまして、どういう団 体かなというちょっと懸念もあったわけなんですけれども、しかしながら皆さん方と接し ていく中で、本当に純粋な思いの中でしっかりと取り組まれているということ、そしてま たその行動力のすごさ、そしてまたネットワークです、いろんなネットワークの広さとい うものが大したもんだなという評価をさせてもらいました。そういう中でいろいろ努力し たものが、今日聞いてみましたら、農産物の注文、米100俵の注文もあったとか、そん な話も聞いたりするんですけれども。そういうふうにつながっているということは、本当 にすごいことだなというふうに思います。本当にそういう都会から来ておられる方々の何 組の方々とも私も一緒にお話をさせてもらったんですけれども、地元にいてはわからな い、本当に阿波市のよさ、それから今の都会の若者たちの価値観の変化というものがある んだなというふうなことを感じさせてもらいました。今までは、最近の若い人が都会で住 んでおって、そんな便利な中で生活しておって、なんでこんなところに来るんかなという ような私らにすると観念があったわけなんですけれども、そうじゃないと。都会の便利さ とか、そういうもんが価値じゃなくて、この自然な食材もあり、おいしい空気もあり、人 との触れ合いがあるというものが物すごい魅力を感じるというような、本当に若いお母さ ん方、そして子供、ご主人もおられたところもありましたけど、そういうのを聞いたわけ です。ですから、我々はしっかりとそういう阿波市のよさとか、いろいろ価値観が変わっ ているということを認識していかなければいけないんじゃないかなと。そして、自信を持 って、行政、地元、若者、企業等、幅広く連携を持ち、このチャンスを逃がすことなく取 り組んでいく必要があると思います。そして、そのかなめとなるコーディネーターは、あ れ私は行政だなと思うんです。いろいろのそれぞれでしっかりやってます。その力も大き いもんです。しかしながら、やはりどっかのところでそれを枠で整理していくという役割 というものがないと、てんでばらばらになったり、変な利益関係の者が入ってきたりと か、そういうことにもつながりかねないわけなんで、しっかりと行政というものがそのか なめでおって、コントロールしていく、コーディネート、プロデュースしていくというこ とが求められるんじゃないかなというふうに思います。

阿波市の取り組みとして、阿波市移住ナビ、これインターネットできっちり出てきます。これも見させてもらいましたけど、割とよくできております。本当に来るとしたら、

まず子供の学校はどうなんだろうか、転出と転入はどういう手続が要るんだろうかとか、病院はどこにあるんだろうかとか、具体的なそういうものへの情報提供ですね。それから、もう一つは空き家情報登録制度というのも調査をして、百八十何件ある、それが提供につながるかどうかは別なんですけども、そういうような情報というものも整理していくというようなこと、これは行政の役割だと思うんです。そういうものをしっかり備えて、そして移住支援センター、そういうものを有効に活用させていって、この阿波市、本当に私はこれから阿波市というのは歴史と伝統のある町という言い方でいいと思うんです。御所がある、天皇が滞在した町なんだよと。自然がある豊かな町なんだよというようなことで、しっかりと発信していく、自信を持って発信していくということが大事じゃないかなというふうに思います。そういう方向で我々議会も行政も、そして地域の皆さん方とも手を携えて、まちづくり、今最後の、最後とはいけませんけど、合併になった阿波市のまちづくりの仕上げ的にこれからどんどん差しかかっていくと思いますので、そういう方向でともに頑張っていければというふうに思います。これで質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長(阿部雅志君) これで5番正木文男君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩いたします。

> 午前11時16分 休憩 午前11時25分 再開

○議長(阿部雅志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、16番香西和好君の一般質問を許可いたします。16番香西和好君。

○16番(香西和好君) ただいま議長の許可をいただきましたので、16番香西和好、 平成24年第3回の阿波市定例会での一般質問をさせていただきます。

今回、3点に分けて通告をさせていただいております。通告でご承知のとおり、1点目の期日前投票の宣誓書について、2点目に郵便投票について、3点目は、本年3月の定例議会におきまして自転車事故防止とマナーの向上のために自転車安心・安全条例を制定してはと提案、また細かく2点目におきましては、この事故に対する格安の保険制度を紹介しながら、保険の推進と導入を要望いたしました。これから順次質問いたしますので、明快な答弁を求めます。

第1点目の期日前投票につきましては、期日前投票に必要な不在者投票宣誓書についてです。期日前投票については、投票できる権利者が、この宣誓書に記入をして投票する制度でございます。期間については、ご承知のように、告示になってから、翌日の日から投票日の宵、大体土曜日までというような制度になっておるわけでございます。

今回、私が提案するのは、この宣誓書です。これと、現在使用されている投票入場券がございます。先ほどもらってまいりました、これ選挙人に郵送いたします入場券。これにつきまして、ある市におきまして、この入場券の裏に宣誓書の文言ですね、1から5番まであります、この中で以前の宣誓書につきましては、文言書いたり、非常にややこしいい宣誓書の記入方式でございましたけれども、平成15年12月に新しい公職選挙法で改正になりまして、今は本人、住所、氏名記入するんですが、該当するところに、仕事とか、いろんな形で丸だけですね、しやすくなっております、非常に簡単にです。この宣誓書の文言を入場券の裏に文言を入れてすれば、投票率も上がるし、投票する方もしやすいんじゃなかろうかと、そういう感じがいたします。現在、この投票用紙をまたいろんな形で変更する場合は、いろんなシステムとか経費もかかるらしいんですが、これを導入しようかというある市におきましては、はがきサイズの、サイズをそういうサイズにして、これ小さいですね、文言、これ一人一人皆文言入れないけませんですから、その文言を入れて、そういう制度をやろうかという自治体があるんですが、この2枚を1枚に統一できないものか、それをまずお答えをお願いいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 香西議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、期日前投票の宣誓書について、投票入場券と宣誓書の統一をしてはど うかということでございます。

期日前投票制度につきましては、平成15年の公職選挙法の改正におきまして創設されたところでございます。この制度は、選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙の当日に投票が困難と見込まれる選挙人が、選挙当日における投票と同様に直接投票箱に投票できる制度でございます。期日前投票を行おうというする選挙人は、公職選挙法施行令第49条の8の規定によりまして、宣誓書の提出が義務づけられております。

現在、阿波市におきましては、投票者には期日前投票所で宣誓書に必須事項を記入して もらっております。その場で記入していただくことで、同時に本人の確認及び署名の可否 による代理投票の必要性の判断などを行っております。 今回ご提案の件についてのメリットとデメリットについてでございます。

ご提案のように、投票所入場券の裏面に宣誓書の様式を印刷いたしますと、自宅等であらかじめ記入していただければ、市民の利便性の向上につながり、ひいては投票率のアップに寄与することも予想されます。しかしながら、阿波市が現在使用している投票所入場券の紙面サイズにつきましては大変小さいもので、現在のサイズでは宣誓書の記載内容を書き込むことが困難でございます。

この入場券のサイズ及び運用につきましては、合併時に市内の有権者の利便性や費用対効果を含め決定したものでございまして、投票所入場券を大きくすれば、選挙プログラムの回収や用紙代等、大きな費用が発生をいたします。また、選挙管理委員会事務局として一番の心配が事前に記入できるということで、本人確認の精度判断が低下する懸念が生ずるのではないかということでございます。期日前投票所内で本人が宣誓書に署名をいただく仕組みとしていることで、例えばなりすましや二重投票などを未然に防ぐ効果があると考えております。こういった問題も検討が必要かと思われます。

現在の徳島県下の状況について申し上げますと、基本的には阿波市と同様の事務運用を行っておりまして、県内全市町村において投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷して有権者に発送しているのは、藍住町だけとなっております。また、宣誓書を事前に郵送している市町村もございません。期日前投票所内で宣誓書を記入することについて抵抗を感じる選挙人もおいでるとのことでございますが、宣誓書の記載内容は、住所氏名等を除けば、該当項目を丸で囲むようになっておりまして非常に簡潔にできておりまして、公正な選挙の実施、経費の問題等の面から、早急に様式等を変更することは難しいと考えるところでございます。

今後、期日前投票所内において丁寧な説明、案内等によりまして、高齢者や障害のある 方等の負担が軽くなりますよう、さらに配慮をしてまいりたいと考えております。また、 これらの様式変更、運用においては、阿波市選挙管理委員会において、他団体の先進事例 等も参考にしながら、利便性の向上と不正防止の両方の観点から研究を重ねていき、より よい方法を考えていきたいと思いますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いをいた します。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) ただいま部長からメリット、デメリットを踏まえての答弁がご

ざいました。

ある新聞に、これ最近です、昔の話でなしに最近、期日前投票の宣誓書記入は自宅でもと、こういう見出しになってます。ほんで、選挙の期日前投票で、受付窓口に提出する宣誓書への記入を自宅でもできるように、はがきサイズの投票入場券の様式を変更し、先ほど言いましたように、裏面に宣誓書を掲載する、こういうことです。市選挙管理委員会は、まだ解散になっておりませんけれども、来るべき次期衆議院選挙など、今後行われるあらゆる選挙から使用したい考えということ、恐らく導入になると思うんです。

先ほど、部長が県下では藍住町だけと言いましたけれども、メリット、デメリットお話があったんですが、恐らくメリットがあるから導入するんでなかろうかと考え、また私自身で考えて、投票率も上げ、選挙人も簡単に投票所に足を運ぶことができないかという思いで質問させてもろうたわけでございます。

それでまた、期日前投票の利用者が、これふえとんです、実は。一方、期日前投票を行 うには、ご承知のように、受付窓口の職員の面前、目の前ですね、選挙人が住所氏名、投 票日当日に行けない理由を宣誓書に記入しなければならないため、今はこれ丸ですわね、 丸、時間がかかったり、焦ったりする場合が、これ必ずあります。特に、高齢者や障害者 の負担が大きく、手続が簡素化にされれば、選挙事務の負担軽減や投票率の上昇にも効果 があると私は考えるわけでございます。ちなみに、ちょっと時間長うなるんですが、過去 の選挙を見てみましても、合併になってから、平成17年5月8日に阿波の市長選挙があ りました。期日前投票の人数だけ披露するんですが3、429人、平成17年9月11日 の衆議院選挙におきましては2,738名、平成18年3月19日の阿波市議会議員選挙 5, 454名、19年4月8日の県知事選挙には5, 315人です。19年4月8日徳島 県会議員一般選挙5,308名、19年7月29日参議院選挙3,914、それから21 年4月19日阿波市長選挙5,572名、平成21年4月19日阿波市議会議員の補欠選 挙ですね、5,542名、それから21年8月30日衆議院選挙におきましては4,94 0人、22年3月28日阿波市議会議員選挙で6,567名、また22年7月11日の参 議院選挙におきましては4,136、最終の23年4月10日の県知事選におきまして は、これは少ないんですが、1,763名です。トータルすると5万4,678名、平均 で4,560人の方が期日前投票をされてるわけなんです。この方々たちです、4,56 0人平均で出ております。こういう宣誓書を統一に1枚物にすれば、自宅でも、さっき言 いよったお年寄りの方とか不便を感じる方も、中には必ずおいでます。皆、職員の前で書 きたくないとか。私も、本選挙で選挙に行きますと、職員がずらっと並んで、なかなかちょっと抵抗を感じます。同じと思います。特に、書くとか苦手の方もおいでます。ということで、先ほど部長が言いましたけれども、そういう方もおいでますんで、ぜひ先進地を視察をしていただいて、まずネットで調べればいろんな情報が入るんですが、現地で視察をしていただいて、生の声を聞いて、ご検討していただきたいと思いますんで、一度視察でもしていただいたらと思うんですが、この点だけ答弁を求めます。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 香西議員の再問にお答えをいたします。

ご質問の内容は、先進地に研修に行ってみてはどうかとのことでございます。

ご提案のように、私たちが事務を進める場合、既に事業を実施しておりますところの先進事例を参考として、その事業の効果や課題等を勉強、研修することなどは大変大切なことであると考えております。先進地での研修は、有意義なものと思っております。

現在、本市の選挙管理委員会は、全国市区選挙管理委員会四国支部や徳島県8市選挙管理委員会連絡協議会、徳島県市町村選挙管理委員会連合会などに加入をしておりまして、それぞれのネットワークや会議を利用いたしまして情報交換をし、他市町村の先進的な取り組みの情報も得ているところでございます。今後、本市の状況と類似した市町村など、参考になるところへの視察研修も含めまして、協議会での情報交換もあわせて調査研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) 1点目は、これで終わります。

次に、同じく選挙に関係するんですが、第2点目の郵便投票について質問をいたします。

郵便投票につきましては、ご承知のように、身体に一定の重度の障害がある人で、郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙等の交付申請をし、郵便等による投票で、自宅で投票する制度でございます。これにつきましては、郵便投票できる人については、いろんな疾病の種類がございます。両下肢、体幹の障害、身体障害者手帳1級、2級の人、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害、身体障害者手帳1級から3級、介護保険法による要介護度5の人となっております、区別が。今回お尋ねするんは、介護保険5の方を対象に私も勉強したき、質問をさせていただくわけなんです。

まず最初に、郵便投票をいろんな手続で資格を得ないけません。疾病の資格あっても、 郵便投票証明書という手続を経てせなんだら、投票はできません。まず、その登録者数で すね、阿波市内に何人おいでるんか。それと、介護度5の方、申請すれば資格ができる 人、5の方ですね、この方が何人おいでるのか、全体で。そのうちに施設に入所されてる 人数と、反対に自宅でおられる人数です、この質問に答弁を求めます。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 香西議員のご質問、郵便投票についての1項目め、現在の登録者数についてお答えをさせていただきます。

最初に、郵便投票制度についてでございます。

郵便等投票制度につきましては、不在者投票の一つの種類でございまして、公職選挙法第49条第2項の規定によりまして、身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちで、特定の重度障害のある方や介護保険の要介護認定で要介護5と認定された方のために、自宅で投票できる制度でございます。この手続で投票する方は、あらかじめ選挙管理委員会委員長に対し郵便投票等証明書交付申請を文書により行いまして、郵便等投票証明書の交付を受けておく必要がございます。

最近の選挙での郵便投票の結果につきましては、平成23年度執行の徳島県知事選挙で7人、有権者に占める割合は0.02%、平成23年度執行の参議院選挙で13人の0.04%となっております。

ご質問の現在阿波市選挙管理委員会での登録者数、郵便等投票証明書の所持者数は30 名となっております。参考でございますが、隣接する吉野川市、美馬市におきましても、 現在の登録者数は、それぞれ29名、35名となっております。

また、福祉関係部署で把握しております数字として、身体障害者手帳所持者が692名、要介護5の認定者が316名となっていますが、この人数につきましては、あくまで福祉関係担当部署の把握している数字でございまして、身体障害者手帳所持者についての等級は総合等級で収集したものでございまして、公職選挙法上ででも、郵便投票等証明書の発行の際には、等級は部位別の等級で判断をいたしております。また、身体障害者手帳所持者と介護保険に係る要介護5の認定者におきましても、重複があると思われまして、実際に対象となり得る方は、これより少ないものと考えております。

また、郵便等投票制度は、選挙管理委員会からの通知制ではなく、本人の申請制となっておりまして、対象者に比べて登録者が少ないのは、病院や老人ホームなどの指定病院等

で不在者投票を行っている場合があることも考えられます。この不在者投票の行える指定病院等につきましては、徳島県に244カ所ありまして、先ほど申しましたご質問にもありました要介護5の認定者316人の中で現在158人の方が入所等をしております。計算をいたしますと、同じく158名の方が在宅でおいでるというふうになろうかと思います。また、対象者となり得る在宅の有権者の中にも、投票所で直接投票を行っておられる方も多数おいでます。このようなことから、実際に郵便等投票制度を必要とされている方は、この数字からは相当数少なくなるのではないかと考えるところでございます。

なお、運用といたしまして、郵便等投票証明書は有効期限がありまして、有効期限が終 了する予定の方には、選挙が近づいてまいりますと、再申請を促す通知を送付させていた だいております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) ただいま部長から答弁をいただきました。

私、今回この質問させていただくのは、今資格がある方、郵便投票のできる資格を得てる人が市内で30人おいでる。それで、なお介護5の方の資格のうち158名の方は入所されとんですね。入所されてない方が158名ですから、在宅の方が半々、158, 158。ほんで、私がお願いしたい、この質問させてもらう意義につきましては、この方の中にも申請もして投票したい方もおいでるし、郵便投票される方は非常に重度な方ですね、中には選挙どころでないっちゅう方もおいでます、実際。反対に、数は多かれ少なかれ、家で投票したいなちゅう方も必ずおいでます。私自身、これ非常に30人いうたら少ないんでなかろうかな、もっともっと周知したら、郵便投票される方も、自分の体もつんが大変な中でされる方もできるんでないかという思いで質問させていただいております。

これで、介護の5の方につきましては、全体で316人ですかね、認定者、それでなおかつ申請すれば投票ができる資格を得る方。それで、別に介護5、別に先ほど紹介しましたように、阿波市に関係する、また手続すれば資格を有する人は、両下肢機能障害の方で、1級、2級合わせて164であります。これ体幹機能障害の方が1級、2級合わせ76名。それから、移動機能障害の方が18名。また、一番多いのが、心臓機能障害、これは1級190人、2級227名もおいでるんです。それから、腎臓機能障害169人、呼吸機器脳障害25人、膀胱または直腸の機能障害が8人、あと肝臓機能障害5人、計692人になるんです。この方は、部長、先ほど答弁いただいたように、施設とか病院等に入

院されてる方は、その施設で不在投票ができます。県の選管から規定がされた病院は、ベッド数もあるんですが、できます。ほんで、先ほどの介護保険5の方の例をとってみても、約半々ですわね、施設に入所される方と在宅。この692人の方も、私も掌握してないからわかりません。約700名の方が、350、350かわかりませんけれども、この方の中にも、周知をしたら投票ができるんです、周知して、手続したら。ほんで、今後におきまして、毎回、時々でしなくてもいいんですがね、私自身、選挙の事前の3カ月前とか半年前に、今阿波の広報とか、ケーブルテレビで、こういう制度があるんですよ、利用される方は申請すればできるんですよという、その周知をしていただきたいんです。その周知をすれば、今現在の資格を持っている、郵便投票の資格の方30名が、恐らくや私はふえると思います、必ずや。そうならないかんと思うてしとんで、周知の方法ですね、その件について答弁をいただいたらと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 香西議員のご質問2項目めの資格がありながら登録されてない方を見受けるが、もっと周知をしてはどうかということでございます。

この件に関しましては、最初に現在の阿波市選挙管理委員会での郵便投票制度の周知方法についてご説明をさせていただきます。

市民の方への現在の周知といたしましては、常時啓発としてホームページに「身体障害者等が自宅等で投票、郵便等による不在者投票をする場合」という題名で掲載をいたしております。また、選挙時につきましては、広報阿波及びACNの文字放送で啓発を行っているところでございます。

また、身体障害者手帳所持者の方には、新規交付の際に社会福祉課から「障害者福祉のしおり」を配布しておりまして、その中に郵便投票についての説明も記載されてございます。

郵便投票制度は、身体に障害などがあり投票に行けない方のために設けられた制度でございます。議員よりご提案もございましたが、今後はこの趣旨を踏まえ、選挙啓発、投票率のアップの観点からも、選挙管理委員会として郵便投票制度の周知について、健康福祉部などとも協議し、研究しながら、有権者の方に少しでもわかりやすくなるような、さらなる工夫、検討を行ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどをお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) 前向きな答弁をいただきました。

くどいようですが、郵便投票制度というのは、身体障害者等に配慮した制度でございます。周知をすれば、先ほど言ったように、30人が何人になるか、まだ数ははっきりは言えませんけれど、恐らくふえると思いますんで、徹底して周知のほどをよろしくお願いして、この項は終わります。

続きまして、最後の3点目でございますけれども、今回この質問をいたしましたのは、 前回非常に前向きな答弁を理事者側からいただきまして、その進捗状況ですね、これを確 認したいために質問をいたしました。

今回、この質問に対して、私は、全国的に自転車による交通事故が多発しているため、 自転車の事故防止と事故の原因になる交通ルール、マナー向上のために、市において阿波 市自転車安心・安全条例を制定して自己の防止に努めるべきであると、またそういう意味 におきまして、条例の制定を提案をいたしました。

ほかから話聞くんですが、いろんな条例とか、いろんな事業とかには、対等というんですかね、阿波市と同じような経済力とか要る中での対等のところの自治体を視点物事の判断をしてるようなことも中にはあります。これも、中身によります。人口が多かれ少なかれ、世帯が多かれ少なかれ、いろんな問題に対しては異なる場合があります。そういう意味で、私は、ぜひ新しい発想で今から事業をやるという先進地を視察していただいて生の声を聞いていただきまして、先ほど言いよったように、メリット、デメリットございます。絶対あります。100%っていうのは、なかなかございません、どんな分野におきましても。ないと思います、また。そういうことで、視察もして、お願いできないかというふうな、この条例制定を提案いたしました。

それで、条例の中身を私見てみますと、ほとんど道路交通法にのっとった、マナーとかスピード違反とか、いろんな保険にも加入せえとか、そういう形の文言が非常に多いんです。難しい制定文言ではないと思いまして、前回も同じこと言いましたけども。そういうことで、それも先進地を視察を一遍していただいて、とにかく私がお願いしとんは、そういう条例を制定して、痛ましい自転車事故ですね、最近全国的に非常にふえております、事故が。この点につきましても、ぜひ先進地を視察も行ってもらいたいし、そして前回の前向きな答弁いただきましたので、その進捗状況を一遍お聞きしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

- ○議長(阿部雅志君) 井内総務部長。
- ○総務部長(井内俊助君) 香西議員のご質問、阿波市自転車安全・安心条例制定について提案要望したが、どのような取り組み、対応をしたのかということでございます。

最初に、対応についてでございますが、まず条例の制定状況等について、調べられる範囲で調査をいたしたところでございます。現在、全国で、京都市を初め、さいたま市や鎌倉市など15余りの都市部の自治体におきまして自転車の安全利用に関する条例が制定をされております。

各自治体の条例制定の背景といたしましては、通勤や通学、買い物などさまざまな場面で多くの市民が自転車を利用しており、自転車にかかわる交通事故の増加や歩行者の迷惑運転の横行など、交通ルールやマナーの低下などの課題を抱えております。そのような中、各自治体とも、身近で便利な交通手段として多くの人が利用している自転車についての課題を解決するため、自転車の安全利用について普及啓発を図り、市民の安全と快適な生活を確保するために条例が制定をされております。

また、各自治体が制定をしております条例の内容を見てみますと、全般的な傾向として、市の責務としての自転車の安全利用の促進啓発、自転車利用者の責務としての法令規定の遵守、自転車小売業者等の責務として自転車損害保険等への加入の促進、市民の責務としての自転車の安全な利用の促進に寄与する取り組みといった共通項があるほか、学校や各種交通安全活動団体による自転車交通安全教育等の推進などが盛り込まれております。そのほか、条例の特徴として、過料等の徴収等罰則規定はなく、努力義務の条例となっております。

一方、阿波市内の自転車の利用状況につきましては、自転車通学の中学生と高校生が大 半を占めていると思われますが、そのほかにも、放課後や休日に小学生が使用をしており ますし、高齢者や運転免許を持たない方も日常の足として自転車を利用しておられます。

本市においては、車での移動が生活の中心となっておりますが、交通安全対策の向上を考えていく上で、対自動車との関係を見ましても、自転車の安全利用は大切な課題の一つでもございます。この課題に対する市に取り組みといたしましては、阿波警察署や交通安全協会、また交通安全教育推進協議会などの交通安全関係団体や学校とも協力しながら、交通安全講習の開催、交通安全キャンペーン、交通立哨などのさまざまな啓発活動を実施をいたしております。

また、本年7月には、子供たちの交通事故防止のため、日本フネン株式会社から自転車

用のLEDライトが市内全中学生に寄贈され、交通事故防止に役立つとともに、中学生みずからの事故防止への意識向上が図られたところでございます。今後においても、自転車の安全利用の促進や啓発について、さらに充実した活動となりよう、関係機関、関係団体と協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

条例を制定する場合は、理念条例にするのではなく、実効性の高い条例にしなければならないと考えております。自転車安全利用等の条例につきましては、現在都市部での条例制定が主ではありますが、課題については、地方でも共有するところもありますので、本市といたしましても、今後市民ニーズの把握に努めるとともに、関係団体、関係機関のご意見も伺いながら、研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

また、先進地視察につきましては、本市に実情に合った諸施策を進めていく上で、必要に応じまして考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 新居教育次長。
- ○教育次長(新居正和君) 香西議員の自転車事故防止とマナー向上のためにどのように 取り組み、対応をされたかについて答弁をいたします。

教育委員会といたしましては、自転車の安全な利用につきましては、各小・中学校で年間を通じて学校安全計画を立てております。そして、学校ごとに交通安全教室を開催し、阿波市は、青少年育成センターの協力のもと、自転車の安全な乗り方、点検整備やライト点灯の徹底など、交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図り、児童・生徒が自主的に安全な行動ができるよう指導しています。特に、ヘルメット着用、ブレーキ、反射灯、前かごに物を入れない、傘差し、携帯電話使用時の危険性の再確認による安全指導、登下校時及び放課後の安全な乗り方について、子供たち自身に命の大切さを考えさせる指導などを行っています。これからも、関係機関と連携し、学校における交通安全教育の充実を図ってまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) 再問いたします。

条例の制定につきましては、先ほど前向きな答弁を部長からいただきました。いずれに

いたしましても、条例の内容を見ても、自転車の安全な利用を促進するためと、また自転車を利用する者の意識向上、またいろんな事故が起きたときの対応に対しての保険の加入の促進、また道路交通法の厳守等が含まれております。今後におきまして、この自転車交通安全教育等、また事前の事故の防止策としての条例制定を踏まえて提案しておりますんで、また理事者側、教育委員会等、あらゆる機関と検討していただきまして、協議お願いしたいと思います。この点は、これでおきます。

時間も15分があれば、私の質問を終わらせていただくようになっておりますんで、早 目に次の質問に移らせていただきます。

最後の3点目の小さい2点目でございますけど、前回保険の関係で教育委員会に要望いたしまして、これも前向きな答弁をいただいております。答弁の中で、前回の答弁で学校での登下校中や部活動、それから授業中など、学校管理下で本人が受けた負傷、けが、これについては日本スポーツ振興センターの災害共済によりまして保険給付が受けられるように、市内の幼稚園、小学校、中学校全員が加入しておりますとのご答弁をいただきました。この点について、内容と掛金と補償額はどうなっているか。また、答弁の最終のほうに、2種類の保険の説明がございました。1億円の保障と2億円の保障ですかね、これについて答弁願えますか。

- ○議長(阿部雅志君) 新居教育次長。
- ○教育次長(新居正和君) 香西議員の自転車事故に備えた格安の自転車保険導入を提案 したが、当時と現在の実態について答弁いたします。

本年3月定例会におきまして提案をいただき、阿波市内の中学校では、機会あるごとに児童・生徒の保護者等に対し保険制度の周知に努めてまいりました。しかしながら、保護者の任意ということで強制できないのが現状であります。しかしながら、教育委員会といたしましても、加害者となった場合の精神的、経済的負担の軽減のためにも、保険加入率の向上に向けて制度の集中に努めてまいりました。今年度3月現在の市内中学校の自転車通学の生徒は、全体の96.5%に当たる1,017名で、そのうち通学用自転車の保険加入者は92名であり、加入率は9%でありました。そして、今年9月現在では、自転車通学の生徒は、全体の97%に当たる992名で、そのうち通学用自転車の保険加入者は235名であり、加入率は23.7%まで上がってきております。今後におきましても、保険加入率の向上に向けて周知等に努めてまいりたいと考えています。

また、登下校時や授業中など、学校管理下で本人が受けたけが、障害、死亡につきまし

ては、市内幼稚園及び小・中学生については、日本スポーツ振興センターの災害共済によりまして保険給付が受けられるように、全員が加入しております。

保険の掛金につきましては、幼稚園児は295円ですが、自己負担210円、残り85円は市が負担しております。同じく小・中学生は、掛金が945円、自己負担500円で、残り445円が市が負担しております。

給付金額につきましては、死亡の場合2,800万円となっております。

また、学校で勧めている自転車保険は徳島県PTA連合会の保険でございまして、この保険には2種類がございます。1つは、小・中学校総合保障制度で、学校内における限られた時間のみならず、日常の暮らしの中でするさまざまな危険を総合的に保障するもので、個人賠償責任保障、障害保障、熱中症危険保障、自転車事故などに対応しております。掛金は、年額5,000円から1万3,000円までで4種類あり、個人賠償責任保障は5,000万円から2億円までとなっています。もう一つは、自転車総合保障制度で、これは自転車での登下校を初め、主に自転車搭乗中の事故に対して保障するものでございます。掛金は2,500円と4,000円があり、個人賠償責任保障は1億円と2億円になります。この2つの保険の加入率が23.7%になります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) 議長、済いません。15分って言いましたけど、5分ほど延長願えませんかね、ほったら終わりたいと思いますが。
- ○議長(阿部雅志君) 香西さん、この場合最後の質問になりますんで、最後で。
- ○16番(香西和好君) ご理解いただけますか。
- ○議長(阿部雅志君) はい。
- ○16番(香西和好君) 済いません。ほんなら続けさせていただきます。

先ほどのスポーツのほうですね、スポーツ振興センターの保険ですね、これは、聞くところによると、加害者でなしに、自損のほうだけちゅうような形の保険かと思います。それと、先ほど4,000円の掛金で2億円の保障、それと1億円は掛金が2,500円と、この2種類ですね。これ任意で入っていただいておると。私、この保険をお願いしとんは、通学している登下校についての事故に対して、加害になっても被害になっても保険が適用になる、その制度を設けてくださいちゅうんが趣旨なんです、1つは。もう一点は、スポーツ振興のほうにも900円の中に、これ半分ぐらいの助成をしとるような形に

なっております。私が言うのは、自転車の通学に対して保険をお願いしますと。1,00 0人余りの方が該当すると言われております。これを強調しとんです。

もう一つは、保険の掛金が要りますわね。今は、任意で数がふえとんですが、任意ですから、それもなかなか1,000人の方が入ってない。私は、できたら全員の方に入ってもらいたいんと、その保険掛金を行政と折半でお願いできんかって、この2つなんです。中学生の自転車に対しての保険、これを強調しとんです。これをちょっと酌んどってください。保険料は全額市がしてくれたら一番ええんですが、なかなか財政が大変と思います。ですから、できたら折半ででもお願いできんかということをお願いしとるわけです。それ以上を言うてくれんと、わかりません、これ何ぼしても、これです。

次に、これはこれでおいときます。

国のほうも、今自動車の事故はいろんな道路交通法が強化されて、飲酒運転なんかも大 分減ってきています。事故は少のうなってきとんです、自動車の事故は。反対に、全国的 に自転車の事故がものすごうふえとんです、これ。私も、ニュースも聞くし、新聞も見 た、実際に。ほんで、国が力を入れて、とうとい命を落として、後で悔やんでも悩んでも 仕方ない。もとに戻りません、これ命を落として。そういうことで、これも文部科学省 が、これ4日ですがね、公立小・中学校の通学路、これ事故のためです、安全確保のた め、市町村に専門家を派遣する通学路安全対策アドバイザー制度を創設する方針を固めた と。それでまた、ご承知のように、京都府の亀岡市で4月、集団登校に小学生の列に車が 突っ込んで、10人が関係する事故があったんです。全国で登下校中の児童・生徒の交通 事故が相次いだことを受けての処置として、2013年度予算概算要求に関連経費1億円 を盛り込むって、こう概算要求で。まだ、決定はしてません。政府は、文部科学省の委託 を受けた都道府県教育委員会が交通や道路構造の専門家、警察官OBらをアドバイザーと して委嘱、市町村教委に派遣すると。特に、事故が多いとことか、そういうデータで派遣 になると思います、派遣すると。そして、市町村教育委員会や小・中学校は、アドバイザ 一から専門的な見地からの指導や助言を受け、PTA、地元警察署などの関係機関と連携 して、通学路の点検や安全対策を実施していくと。初年度となる13年度は、モデル事業 的に実施、全国都道府県で計300人程度のアドバイザーを確保し、小学校を中心に5, 000から6,000校程度に派遣する計画をしてると。原則、この1億円の概算要求、 これ国庫負担全額国がすると言う。今事故が多いんで、こういう国から取り組みをしよう と進めておりますんで、ぜひ交通事故に対しても積極的な取り組みをお願いしたいと思い

ます。

最後に、これ通告はしておりませんけど、市長にちょっと答弁はもらわないかんね、で きたらええんですが。市長は、以前こういうことを言いました。行政がやらないかんこと をやらなんだら、物事によって罰せられる場合もある。もう一つは、いろんな私副市長時 代から今の市長時代に聞いたんですが、一番肝心なお金を出すだけのサービスではいけな い。また、金を出すだけでは、市民にサービスにならないと。心の安らぎが大事だ。大変 大事なことを言われたんです。というんは、市民が悩みとかそんなん解決できて、阿波市 で安心して生活できるんが私一番と思うんです。私、今までちょっと大事な人生で生きて いる上で、一番何が大事なかと言うと、3ついろいろ言われたことを覚えております、一 生涯覚えとんですが。皆さんも人生を送る場合に、1つは蔵の財っていうんですが、いろ んなお金とか財産とか目標っていうんですかね、それを求めて人生送っていきます、1番 目に。2番目には、目の財って、目の財ですね。健康ですね。これを2番に上げられとん です、2番に。3番目に、市長が答弁これをいただいたんですが、安らぎです。その言葉 が、心の財っていうんが3番目の、これが一番大事だと言われとんです、心の財。体も大 事、健康第一、次に心の財。これと市長の答弁が合致しとんです。3番目、人生の一番大 事な目的の基本と理念と、市民に安らぎを与える。これについて、何かあったら。私も、 今回再三質問して、小さな力ですけど何か質問して、市民の方がいろんな苦しみが抜け て、安堵感っていうんですか、安らぎが、小さなことで偉そうなこと言えんですが、安ら ぎが与えられたならという思いで質問やっております、そういう気持ちで。これについ て、答弁があったらいただきたい。なかったら、私これで終わります。

○議長(阿部雅志君) 野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 今日の議会、正木議員の質問ありましたね。この中で、国民の義務って何だろうかな、税絡みの話ですね。権利と義務という話がありました。権利を言うのなら義務を果たせっていうことなんでしょうね。すると、今香西議員は、安らぎ、行政、安らぎを与えるのも行政の仕事。そのあたりのバランスっていうんですかね、私どもが預かっているのは、私のお金でもない。大切な大切な市民、国民全体からの税金なんです。特に、市民一人一人が本当に、正木議員の言葉かりたら、行政に頼らずに、本当に自分で生きていく、安らぎも自分で求める。そういうのも基本的な市民としての義務かな。そのあたりが非常に今難しい社会状況になってるんじゃないかな。

正木議員から、まだもう一つありました、合併特例債。確かに222億円、これが欲し

くて合併したんではないと思います。当然、公共事業、市民のための生活基盤、これには 当然有利な特例債、否も応もなしにやっぱりつぎ込んでいかなきゃいかんとは思います。 しかしながら、222億円、100%使ったらいいかったら、そうじゃないよ。3割は、 後年度負担として残る。そのあたりもしっかりと頭に置きながら行政を行い、財政改革を 図っていくのが最も大事だと思います。確かに、市民に安らぎ、与えるんじゃないんです ね、味わってもらう。阿波市で、とにかく住み続けたいという人をふやしていく。非常に 大切な行政の役目です。そのあたりのけじめですね、私は大切な大切な国民からの税金、 市民からの税金、ばらまきたくありません。高齢者の方にも、子供たちにも、若者にも、 できるだけ後先考えた行政をやっていきたい。非常に遠回しな答弁になりますけど、よろ しくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(阿部雅志君) 香西和好君。
- ○16番(香西和好君) 以上で質問を終わります。
- ○議長(阿部雅志君) これで16番香西和好君の一般質問が終了いたしました。 暫時休憩をいたします。

午後 0 時 2 2 分 休憩午後 1 時 2 3 分 再開

○議長(阿部雅志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、4番江澤信明君の一般質問を許可いたします。4番江澤信明君。

○4番(江澤信明君) 議長の許可をいただきましたので、4番江澤信明、9月議会の一般質問をさせていただきます。

最近は、朝夕がめっきり涼しくなりまして、過ごしやすくなりましたけども、まだ残暑が厳しいもんでございますので、皆様お体をいとうて、病気にならんようにしてください。

それと、私も、ついこの間地域の環境保全隊で、田んぼの稲の後にコスモスを植えて地域の美化運動に一役買うておりますんで、皆さんもまた間がありましたら私どものほうの地域に来ていただいて、コスモスを見ていただきたいと思っております。

さて、新庁舎建設の進捗状況をさきの議員全員協議会において市長より用地取得は庁舎

関連施設 9 9 %、給食施設関連は 1 0 0 %終わっておりますと報告があり、残りの用地については誠意を持って交渉に当たっておりますというふうな報告をいただいており、また施設設計においては、庁舎建物本体、機械、電気等の詳細設計にかかっておりますと説明がありました。

野崎市長は、常々言っております。市民のための阿波市らしい新庁舎が着々と進行しております。ですので、私も大変その点は評価もし、うれしく思っております。ですので、今回ハード部門の部分については、そのように着々と進んでおると。私も、今回はソフトの部分について3つの質問をさせていただきます。

この間、全員協議会のときに、こういうふうな毎日新聞の記事で「市長に聞く」という ふうなことで、この記事をいただきまして、市長は「あすに向かって人の花咲くやすらぎ 空間阿波市」、そして市民が集い、語らい、きずなができる新庁舎施設をするということ でございますので、市長の思いと具体的にどのような人が集まっていただくのか、またど ういうふうな具体的に言えばきずなができるのか、その点を市長のお考えをお聞きいたし ます。

○議長(阿部雅志君) 野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 江澤議員の質問でございますけれども、今現在切幡古田の庁舎あるいは交流防災施設、給食センターについては、本当に地権者の皆様、あるいは地域の皆様、議会の皆様のおかげで、庁舎関係については本当に1筆を残すのみ99%、給食センターについては100%、地権者からの同意をいただきました。

どうしてこの3つの施設があそこに決定したのかな、あるいはどういう理念のもとに決めてきて、これから先どうするのかという話だと思います。特に、よく私も使ってますけれども、市民が集い、語らい、きずなができるような庁舎、交流防災施設、あるいは給食センターというご質問だと思います。

まず、議会でも再三再四私初め部長のほうからもご答弁申し上げておりますけれども、 まず今の切幡古田の地、阿波市の東西20キロですかね、地域バランスから考えたら、ほ とんど阿波市の真ん中に近い。阿波の庁舎、吉野の庁舎、あるいは土成の庁舎、市場の庁 舎、均等な距離にある。しかも、南北見てみても、阿讃山脈が最も吉野川にせり出してる ところ。もう一点は、市内の主要な道路があの地に集中している。このあたりの地形をし っかりと頭に浮かべていただきたいと思います。

何が目的かと言いましたら、市民が本当に地形からいっても、距離的にいっても、公平

な場所だろう、まさに質問のテーマであります、集い、語らい、きずなができる場所にふ さわしいと考えてます。

その次に、今市が行政する上で最も大切にしておりますのは、大概はハードをやるときにソフトのことは余り考えない、24年度の当初予算、給食センターあるいは幼・保連携施設、それぞれ課題、問題があります。先々必ず問題が起こる。それをハードとソフトをセッティングしてる。例えば、給食センターであれば、地産地消と食育がテーマになってます。建物ができても、地産地消の食材がうまく流通して集まらなかったら、これは地産地消あるいは食育も育たないでしょう。給食センターも十分な稼働ができないということで、給食センターの所管であります教育委員会と食材を供給する側の産業経済部、これをとにかくソフト事業でドッキングしよう。できた暁には、食材供給も食育もスムーズに即動いていくような体制を先取りしてやっていく。当然、幼・保連携施設も同じです。国の所管の違う文部科学省の幼稚園ですね、それから厚生労働省の保育、これも建物ができるまでに、幼稚園部門の先生方、あるいは保育部門の保育士、子供のためにソフト面で協議会を設けて話をしてる、子供のための幼・保連携施設をやってほしい。だから、こういう予算のやり方っていうのは余り例がないと、私考えています。

そんなところで、質問の市民が集い、語らい、きずな。私、17年で助役、副市長を拝命いたしました。そのときに、一番悩んだのが、やはり郡を越えた合併、職員がなかなか市民のために一枚岩になれない。市民同士も、当然交流がない。これをいかにして一枚岩にして、阿波市の発展、市民の安らぎの空間にしていくか、これがテーマでした。テーマを追い続けて、8年になります。400人の職員の皆さん、本当に一生懸命努力し、ついてきてくれました。つき合いのない者同士が、隣で机並べて仕事がうまくいくはずありません。恐らくここらの心が、市民の方にも随分ご理解していただいてると思います。

さて、問題の庁舎ですけれども、庁舎につきましては、この議会でも部長等から本当に市民のための庁舎というテーマで、ワンストップ窓口であるとか、あるいは市民の方と目と目を合わせて、膝を交えて、それぞれ業務をこなす、今その体制が本当にできています。玄関へ入ってきて市役所の中で、本当に職員が立てって、市民も立てって、いろんな事務の手続やってるとこ、今姿ないですよね。当然、カウンターも既に新しい庁舎を意識して、下げてます。もし市民の方が来られたときに、どうしても対面の話ができないため、カウンター越しの仕事ですね、これは余り好ましくない。できれば、カウンターから外へ出て、前の椅子のテーブルに腰かけて、じっくりと話してくれ。恐らく今一生懸命、

今のこの庁舎で体験してることが、新しい庁舎ではそっくりそのまますんなりと入っていって業務ができるんじゃないか。これも、8年かけて、やっぱり職員が努力した成果だと思ってます。

庁舎については、こういう格好で改革はできるのですが、あくまでも事務の手続の場で あって、執務の場であって、きずなの場じゃないですね、なかなか。本当にきずなは、な かなか仕事上ではできない。ということで、隣に交流防災施設を、これも私失礼なことを いたしましたけども、全員協議会でいきなり発言して、いきなりご理解いただきました。

じゃあ、交流防災施設って何ならという意見があろうかと思うんですけれども、庁舎で市民のために補えない部分、きずな部分を交流防災施設で補えないかな。通常は、文化協会とかいろんな150もの団体がありますけれども、手芸から始まっていろんな催しですね、イベントを恐らく市民が入れかわり立ちかわり利用をしていただけるんじゃないかと思います。ただ、気になるのは、市民全体が、若者も、子供も、婦人も、高齢者の方も、本当に交流防災施設が100%利用できるかといったら、そうではないような気もします。そのあたりをこれから先、どうやってして補っていく施設、あるいは物が要るのかな。これから先、そういうことも考えながら整備に努め、市民が本当に、オール市民ですね、若者から、子供から、婦人から、高齢者、あるいは障害者の方から、みんなが利用できるような交流防災施設の機能を高めていきたいと、かように思ってます。

今現在、今の段階では全てが市民全部が年齢を問わず本当に満足いけるものではないことは十分私も理解してます。そのあたり、議会の皆さん、あるいは市民の皆さんが、これから先ご意見も聞きながら、納得いただけるような施設に仕上げていきたい、かように思ってますので、ご理解よろしくお願いいたしたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。
- ○4番(江澤信明君) 今、市長の答弁、大変この庁舎施設に関連施設、給食センターも 含めて、それに対する熱い思いを語っていただきました。

まず、郡を越えた合併で、職員、そしてまた市民の一体感をどのように醸し出していくのかと。これが、副市長就任から、今の市長就任まで長年やっていたおかげで、職員の一体感はできたと。それでまた、地形の説明では、市内の東西20キロ、それからまた市内の中心であると。そして、そういう面において、地域的に公平なバランス的な地域で、そういうところに庁舎ができるということは、大変すばらしいことだというふうな説明もあり、またそのために市民のための庁舎、またいろんな人のニーズ、例えば今おっしゃって

いただいた150団体に及ぶいろんなサークルとか文化協会、いろんな団体の方々がこれからいろんな催しもんとか、そういうのに、そして皆さんが集い、語らう中心となる交流防災施設を、これを充実していきたいというお答えをいただきました。これはすばらしいことだと思っております。

それで、再問でございますが、業務を行っていないときに庁舎を当然閉館するということは理解しておりますが、市民の集い、語らい、きずなを深めていく中心施設である交流防災施設は、これは休日はどういうふうにするのか。催しもんがあるときは、当然あけておるとは思うんですけども、それ以外の休日ですね。平日は、当然あけておると思うけど、そのあたりをどのように運営していくのか、それをお聞きいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 出口庁舎建設局長。
- ○庁舎建設局長(出口芳博君) ただいま江澤議員からの再問でございます。

交流防災拠点施設、それの今後施設ができ上がった後の運営をどうしていくか、さらに休日をどうされていくかというご質問でございますが、今現在その運営の方法については、今後十分検討はしていかないかんと思っております。

そして、休日の運営につきましては、やはり交流の拠点ということもありまして、休日 も開館を前向きに考えていかないかんということで、休日もあけていきたいというふうに は考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。
- ○4番(江澤信明君) 今、担当部長のほうから、市民が集い、語らう中心の場である交流防災拠点の施設は、休日もあけておくというふうな明言をいただきました。そうしないと、今と同じような感じで、日曜日、休日には人がおらないような庁舎施設になってしまう。それは、あけていただくのが大変結構でございます。そういうふうなことで、前向きにそれをしていただき、そして子供から年老いた方々まで、市民全部がそういうとこで集えるようにしていただきたいと、それを希望させていただきます。

それと、2つ目の質問でございます。

調整池についてでございますが、調整池を野外劇場、そしてまた円形広場とした理由、 その場所の利用方法と類似したところの広場の利用状況がわかればと思うて質問させてい ただきます。

まず、道路部分も含めまして、給食センターも含めて、大体5へクタールぐらいの土地 の開発になろうかと思いますが、それにはやっぱり土地を5へクタール大規模開発する場 合は、緑地面積とか調整池等々の法律に規制されなければならないし、また整備しなければならない施設が必要であるということは、私も十分わかっております。ですので、ただ今回の場合、調整池としてまず約1,500平米ぐらいですかね、それの穴を掘るだけの調整池というんではもったいないので、そん中で恐らく検討して、円形広場、野外劇場として利用しようという計画は理解できます。ただし、その案が最適なものかどうか。

そこで、質問させていただきますが、どのような場で、まず恐らく設計事務所が穴掘るだけではもったいないからこういう案はどうなと提示していただいたんか、それともまた庁舎内でそういうふうにしようかというふうにしたんかは、私もわかりません。ただ、どのような場で、そういうふうに最終的には円形広場にしようかということを決定したのか、それをまずお聞きしますんと、それと円形広場、野外劇場として、その面積、規模、収容定員、そしてその中でいろんな催し物をするということですので、どのような方々がどのような催し物をして、どういうふうな、年間どれぐらい利用なされるのか、そういうことをお聞きします。そして、これを円形広場に決定すると、まだ決定はしてないかもわかりませんけど、決定するというふうにしたときに、円形広場とか野外劇場を他の恐らくそういう類似したら、野外劇場とか円形広場を調べたと思います。それの調べたところの場所、またそれを恐らく施設をこういう場所がええなと、こういうもんがええなと言うて施設を見に行ったのかどうか。見に行ったんだったら、どういうふうな点が参考になったのか。そしてまた、そういう施設で年間どれぐらい使っておるのか、どういうもんで使っておるのか、そういうことをお聞きいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 出口庁舎建設局長。
- ○庁舎建設局長(出口芳博君) それでは、調整池ということで、江澤議員の2点目のご 質問にお答えしたいと思います。

まず、調整池の設置につきましては、庁舎建設等整備事業の開発行為に伴う下流域に対しての流失増対策のため設置するものでありまして、鴬谷という谷があるんですけど、その鴬谷水系に対して設置する調整池につきましては、計画水量といたしまして2,930トン、計画の水深としまして2.5メーター、面積といたしまして、地上部の面積でございますが、約1,400平米ということで、大きなコンクリート構造物となっております。

調整池の規格を決定する要因といたしましては、まず洪水ピーク流量の算定は、30年 確率ということで行うこととされているためこの大きさとなるわけでございますが、平生 にほとんど水をたたえることがないというふうに予想はしております。そのため、調整池を多目的に利用するということができるものとされております。また、宅地開発に伴い設置される洪水調整池の多目的利用指針というのがございまして、その中では設計上の留意事項が示されております。その中では、導入施設といたしまして、公園、緑地、広場グラウンド、テニスコート、駐車場等々の施設が上げられております。しかしながら、調整池の設置位置が交流防災拠点施設のすぐ西隣であること、また背後にあります阿讃山脈になじむよう景観に配慮した構想が望ましいというようなことから、円形の広場ということで今回整備を計画いたしております。そしてその中には、簡単な野外ステージを設けまして、各種イベントの開催にも活用してまいりたいというふうに考えております。

調整池につきましての面積は、先ほど申しましたように、上部で1万4,000平方メートル、それとちょうどすり鉢みたいな格好で今回計画しておりますので、その底地といたしましては約700平方メートルというような面積を考えております。

(「1,400」と呼ぶ者あり)

- ○議長(阿部雅志君) 局長、今1万4,000平米というのは、ちょっと1,400と 間違えてる。
- ○庁舎建設局長(出口芳博君) 申しわけございません。

上部で1,400平方メートル、底で700平方メートルというふうな面積になっております。そういうことの規模で考えております。

そして、円形広場にどうしてしたのかというご質問でございますが、やはり調整池をふだんどういうふうな形でやっていくかということで、我々担当部局のほうもいろいろ考えてみました。やはりそのままほっとくというのも、先ほど議員が言われましたように1,400平米の土地がございますので、なかなかそのままおいとくというのも工夫がないことでありますので、県内の調整池等々いろいろ見にも行かせてもらいました。その中で一番身近なと申しますか、県の文化の森というのがございまして、そこにちょうど円形の、今回計画しておりますような野外ステージを設けた形の施設がございます。それをいろいろ考えて、なかなかうちの施設もやはりそういう施設にあったようなのがいいのではないかということで、内部でのほうもそういうことで決定いたしまして、また協議をして、今回円形広場にというような形でやらせてもらっております。

円形広場につきましては、基本的には出入りは自由ということにしております。ですから、多くの市民の方々にさまざまな目的で利用してもらえたらと思っております。また、

野外ステージにつきましての利用と申しますか、そのときには、やはり野外イベントのときにメーン会場ということで恐らく使っていくことになると思いますが、情報発信の仕掛けといたしまして、現在開催しておりますイベント、例えば文化協会の文化祭とか、社会福祉協議会の子供フェスタとか、いろんな協議があるんですが、そうしたことにも利用したいと。また、そのほかにも活用方法についてさらに研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(4番江澤信明君「回数」と呼ぶ)

施設の回数ですか。施設の回数につきましては、先ほど申しましたように、広場自体の利用に関しては自由に出入りして使っていただくということで、特に年何回そこを使うとかというようなことではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。
- ○4番(江澤信明君) 明確にはお答えいただけませんでしたが、いろんな方がいろんな 催し物で使うということだけで、まだ予測も何もついてないということでございます。

私は、徳島県の徳島市の文化の森、これは以前も野外劇場である劇団の観劇に私も何回か行ったことがございます。そこは、大体1,850平米で、定員が2,000名でございます。今、私定員はどれぐらいですかと言うたんですけども、お答えがございませんでしたが、そこは一回り大きい1,850平米、定員2,000名、また舞台とか、音響、照明、トイレなどを整備され、徳島県で一番やっぱり文化のそこが中心ということで、立派な施設でございます。

今回、私質問するに当たりまして、改めて議会事務局のほうから電話して、正式に改めて行政視察して、それで県の担当者ともよくいろんなところで現地も詳細に説明していただきまして、利用の方法、今現在どういうふうに利用されてるかということをお聞きしてきました。

そこを使用する場合は、文化の森にいろんな大ホール、小ホールございますけども、野外のそういう劇場を使う場合は、まず屋内の小ホール、大ホールの予約をしといて、雨の場合だったらそっちのほうを使わせてくださいと、そういうふうな感じでまず使っておるということで、それとまず県が主催する催し物、それとそこを民間に貸し出す事業もしておりますので、年間どれぐらい貸しておるかとか、そういうことも全部調べてきます。県が主催するようなやつには、こういうふうなパンフレットですね、これを大量に県がいろ

んな関係機関とかで配って、見に来てくださいとか、県がする場合は大体無料なんです。 これは、5月にしとんですけども、警察音楽隊とかね、それとか県が主催する演劇フェス ティバル、あるいはお月さんを見る観月の集いとか、それとか四国のジャズフェスティバ ルとか、そういうふうないろんな県が主催しとんが年間大体5回から6回ぐらい。なかな か主催は難しいらしいです。それと、民間に貸し出ししてやってんのが、野外劇場が18 回、それは大体春と秋。夏と冬は、ほとんどゼロです。暑くてできないしというと、それ と冬は寒い。集中的にしとんが、4月の13回、5、6は、民間のはございません。7月 は2回、これは徳島新聞が後援して夜間の稲川淳二の怖いお話、トークショー、これは7 月の2日間でしております。それと、8、9はゼロです、暑くて。10月が2回、11月 が1回、計13回だと。

それで、まず野外劇場が使えるのは、冬と夏はほとんど使われておりません。それと、まず6月とか梅雨のときはやっぱり使われておりませんので、野外劇場、広場を維持運営するのは、大変県も難しいと。それでまた、県がある程度主催しますので、市もイベントで市が主催するんであれば、ユニバーサルデザインみたいなんも身障者対応みたいなんも必要ではないかというふうな助言もいただいております。それで、私もほかの自治体温野外劇場、円形劇場、文化の森だけでなしに調べておりましたが、年間本当に数えるぐらいしか、大都市のやつは大変使っておりますけども、ほとんど使われていないのが実情です。ただ、円形劇場とか野外劇場は、看板にはええんか知らんけんど、必ず施設の案内には入っとるけども、ほとんど使われていないのが実情でございます。

先ほど、出口部長の答弁の中で、広場の利用方法いろいろおっしゃっておりましたが、 具体的には回数も何もない。ただ、希望的な観測でこういうのが使えるんじゃないか、あ あいうのが使えるんじゃないかと言うだけで、実際はこの図面の中で見ますと、大屋根が あるね、市民広場、これがほとんど恐らく使われると思うんです。というのは、天候に左 右されませんので。天候に左右される野外劇場というのは、ほとんど使われてないのが実 情です。幸い、この阿波市の施設の中で、大屋根がある市民広場ができております。それ が恐らく中心になると思うんです。これが、出口部長がいいよるように、本当にそんなに 回数が使われるんか、私は疑問に思っております。そのあたりは、詳細に検討したのかど うか。それで、いろんな諸団体とか、文化団体とか、いろんなとこ使っていただく予定で ございますと言いよったけど、そういうとこにアンケートの一つもとったのかどうか。調 査を詳細にしたのかどうか。 それと、通告はしておりませんが、副市長にお尋ねしますけども、副市長は今現在阿波の副市長でございますが、本籍は徳島県の県職員でございますので、県の施設、文化の森の円形広場について、阿波市の円形広場と決めるときに問い合わせをしていただいたのかどうか。私がこの部分で質問するときに、どういう使い方されとるかどうか問い合わせしていただいたかどうか、それを二人にお聞きします。

- ○議長(阿部雅志君) 出口庁舎建設局長。
- ○庁舎建設局長(出口芳博君) まず最初に、先ほど答弁漏れがあったということで、円 形広場で果たして何人ぐらいの人が入れるような計画にしとるのかということからちょっ と答えたいと思います。

今の計画の中では、今回予定しております円形広場としては500人程度人が入れるのではないかということを考えております。

それと、先ほど言われました、他団体に対しての利用についてどこまで協議したかという話でございますが、具体的にここを年何回利用していただけるかとかというようなとこまでの協議はまだ進んではおりません。

以上です。

- ○議長(阿部雅志君) 森本副市長。
- ○副市長(森本哲生君) 江澤議員からのお尋ねで、私のほうから県の文化の森に対しま して問い合わせ等をしたのかというご質問でございます。

直接的なお答えといたしましては、いたしておりません。ただ、設計会社のほうで、規則的なデータっていうんを整理した上で、提案も含めて説明いただいたと。その中で、議員のほうから幾つか、何回かご紹介ございましたけども、そうしたデータっていうのは、設計会社の情報を通じて聞いておるという状態の中で協議を進めたということでございます。

- ○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。
- ○4番(江澤信明君) 部長のほうの答弁は、具体的にまだそこまでは協議もしていない と。それからまた、副市長のほうからは、直接的には問い合わせしてないが、設計事務所 のほうからいろんなデータのもとで、それを提示していただいて協議したということでご ざいます。

私は、6月議会のときの全員協議会の中で阿波市のこの図面をいただいて、皆さんに全 員協議会のときに市の理事者側からの説明をいただきました。庁舎がこういうふうに進ん でおりますよということを説明いただきましたが、その案を示されたときに、私はその全員協議会の場で、これ恐らく余り使われないから、ほかにいい案がないか知恵を絞ってくださいよというふうな指摘もしました。そして、庁舎全体がユニバーサルデザインであるので、野外のトイレも必要ではないかと。野外の催し物をするのに、野外にトイレがないのはどうしたわけなんだと、協議してくださいよというふうに私はあの場で発言させていただきました。そのときに、その後に議会のほうにも何かほかに使用方法でええもんありませんかというふうなアクション一つもないし、屋外トイレを設置したらどうなというふうな提案したとき、それ以降も一切お答えもない。6月議会から9月議会まで3カ月、知恵を出したような形跡もないし、トイレの検討をしたような結果もない。もう少し委員会での議員の発言とか、そういうのをやっぱり提案しているので、もう少し理事者側はこれ真剣に受けとめていただきたいと思っております。

それで、3つ目の質問に入りますが、この円形劇場について他の利用方法についてということでございますが、この今の答弁のやりとりを踏まえまして質問いたします。

1年を通じて余り使われてない円形広場、そのかわりに、青少年や子供たちが遊びできるようなスケートボード場にすればという提案をさせていただきましたが、庁舎施設内ではふさわしくないという理由です。まず、担当部長、副市長、市長にお聞きしますが、答弁に入る前に、鳴門のウチノ海総合公園、これは県に施設でございます。そこにウエーブコート、スケートボードの変わったやつ、同じですけどね、そういうウエーブコート広場でローラースケートとかスケートボード、BMX、子供たちが、青少年が遊んでいるのを見たことあるかどうか、それをまず答えてから答弁に入ってください。

それと、副市長には、私は担当部署に鳴門と阿南にあるやつを見といてくださいよと、 その見た結果を私のほうの判断材料にさせていただきますと言うておりましたので、どの ような報告を受けて、そしてふさわしくないと判断したのか。

それで、市長は最初からこのお話を私がしたときに、ふさわしくないなというふうなことをおっしゃっていただきました。それでは、3人に庁舎施設内にそういうものがあるのはふさわしくないという理由をお聞きいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 出口庁舎建設局長。
- ○庁舎建設局長(出口芳博君) それでは、私のほうから江澤議員のほかの利用方法についてという3点目のご質問にお答えいたします。

冒頭には、現場といいますか、県内でスケートボード場というのは、先ほど言われまし

た鳴門のウチノ海総合公園と、それと阿南の羽ノ浦健康スポーツランド、その2カ所で今公の施設としてはあります。今議員の話の中で、私もちょっと現場へ行って見させていただきました。たまたま日曜日、あまり天気もよくなかったんですが、羽ノ浦のほうでは、中学生ぐらいの子供たちが5人ほど、ちょうど休憩のときだって、1人ぐらいしか滑ってはおらんかったんですが、そういうことを見させていただきました。また、ウチノ海につきましても、日改めてまた日曜日休みのときに行ったわけですが、そのときにはたまたまかどかわかりませんが、お二人の方がちょうど競技をされておりました、そういう状況の中でのお答えとさせていただきますが。

今回調整池の本来の目的といいますか、設置の目的は、大雨時の下流域に対する水量を調整する洪水対策のための施設であるということをまず前提に置いていただきたいと思います。しかしながら、先ほど言いましたように、ふだん水がたまっていない空の状況が多いため、その利活用を図るために、多目的利用もできるということになっております。そして、調整池を多目的な用途に活用するためには、その敷地の多目的利用の観点から導入する施設としては、公園、広場など、幅広い利用ができる施設が望ましいというように考えております。

議員ご提案のスケートボード場ということにつきましては、施設としてはスポーツ競技場という一種に入るのではないかと思われますので、設置するとすれば、スポーツ公園等の公園施設内での設置が望ましいというふうに考えております。

このようなことから、本施設内の調整池の多目的利用につきましては、ある特定の方が利用できる施設ではなくて、多くの方々がさまざまな目的のために利用できる施設という ふうにしたいという思いがあります。

また一方では、施設の性格上、雨水の流入や増水により土砂の堆積というのも考えられます。維持管理面におきましても、障害物の少ない、水はけのよい構造が適切であるというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(阿部雅志君) 森本副市長。
- ○副市長(森本哲生君) 江澤議員のほうから、円形広場をスケートボード場にすればというご提案についての幾つかのご質問でございます。

先月の8月の末でございますか、ちょっと私自身鳴門方面に行く所用がございまして、 足を延ばしまして、ウチノ海の総合公園へ久しぶりにのぞいてみました、時間としては1 時半から2時ぐらいに着いたと思いますけども。施設は、かなり広うございますんで一回 りしてまいりまして、ふれあい広場でございますとか、はらっぱゾーンに小さな子供さんが、暑いさなかですんで数人ですけど、親御さんと一緒に来られてました。それから、多目的のコートでは、割と私に近い年齢の方が4人ほどテニスされてました。それから、ビーチバレーコートには、たまたまでしょうか、どなたもいらっしゃいませんで、最後にウエーブコートですね、スケートボードをするところで、そこに参りまして、しばらく様子を見ていました。小学校の低学年とおぼしき子供さんですね、それとその親御さん、それから小学校高学年のお友達連れ、それから中学校の友達連れ、お年確認したわけでないですけど、恐らくそうであろう10人余りの方が楽しそうに過ごしていました。小学校低学年のお子さんは、親御さんのほうに、自分がスケートボードに乗れたんだよっていうんで、自慢そうに大きな声で話してましたし、あるいはもう少し大きな子供さんは、友達同士でも話しながら、難易度が比較的高い技、私自身はよく知りませんが、多分そうと思われる難易度の高い技っていうんを練習しておりましたけども、技術が高くなるほど、スケートボードの音がやっぱり多少私自身は気になりました。

議員のご提案の内容っていうのは、新庁舎の中の交流防災拠点の集い、語らい、そしてきずなを深めるうちの「集い」っていうところに力点を置かれて、子供さんを中心に市民の方々に集まっていただけるような貴重なご提言かなという思いはございます。ですが、一方で先ほど少しご紹介させていただいたウチノ海総合公園のにぎやかさっていいますか、これはやはり総合公園とかスポーツ公園のほうがふさわしいんじゃないかと。先ほど、局長のほうから若干ご答弁させていただきましたけども、局長自身が見た報告も、口頭でございますけど受けておりますけども、局長の答弁のような判断も私自身しております。多くの方々がさまざまな目的のために利用できる施設、こういう施設のほうがより望ましいものであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

- ○議長(阿部雅志君) 野崎市長。
- ○市長(野崎國勝君) 江澤議員からは、調整池の利活用、それに絡めて、利用方法ですかね、その問題だと思います。

古田の地で庁舎あるいは交流防災施設を決めた段階から、まず気になったのが、鴬谷の 内水対策、400~クタール近いところが本当に雨水が、用地内の水が流れていって、さ あ鴬谷の内水対策にどういう影響があるのかな、そんなところからまず始まってます。

当然、調整池1,400平米、深さ2メートル50ですかね、調整池は法的にもこしら

えなきゃいかんということはわかっております。高い代金を出して、大切な農地を地権者 から買って、さあ使いもしない調整池、本当に要るのかな、どうなのかなっていう問題が ありました。じゃあ内水対策も含めて、何とか下にある鴬谷のちょうど流域にあるんです が、源太池から何か使えないかなという話もありました。それも、北岸用水等々の調整池 も含めて、用地内に調整池のかわりに源太池の利活用、あるいは内水対策ですかね、鴬谷 の内水対策も含めてトータル的な検討をしたわけなんですが、なかなか難しい問題であり ました。結局、1,400平米、深さが2.5メートルの調整池をやるようになりました けれども、実はこの利活用の提案、私がいたしました。何か多目的に、単なる空池で終わ りたくない、何か利活用を市民のためにできないかで、検討検討を重ねた結果、出口局長 からお答えいたしましたように、野外劇場であるとか、あるいは観光協会のフェスタと か、あるいは文化協会のイベントとか、そういうものに利活用できるような一種の野外劇 場ですかね、こんなことができるんじゃないかという発想が浮かんだわけなんです。本来 なら、調整池は市場の歴史のあるニシキゴイでも飼いながら、ハス池でもこしらえようか なという案もあったんですが、やっぱり水がたまるとなると調整池の機能が果たせない。 結局、今現在の調整池にまとまってしまったということ。まとまってしまったんじゃなく て、検討の今の結果、中途段階ですけれども、そんな形で煮詰まりつつあると。

もう一点、スケートボードの話がありました。私、スケートボードに対するイメージがございまして、眉山の上で中学生1年生ぐらいですかね、五、六名、があがあがあがあまってる。あるいは、佐古の旧道ですかね、あのあたりも随分小学生の高学年、あるいは中学生の方やってます。当然、お巡りさんが来ると、ちりぢりバラバラ逃げてますがね、そんなような実はイメージしかなかった。今副市長が答えましたように、鳴門の県の運動公園、それから阿南の羽ノ浦ですかね、その経過いろいろ阿南のほうにも聞きました。阿南では、たしかすばらしい青年っていいますか、スケートボード、スケボーっていうんですかね、別名、スケボーの熱心な方がおりまして、相当全国的にも結構腕の高い人らしいです。いろいろと何年間か市のほうにもお願いしたんですが、なかなかできないと。結局、400名、500名、何年かかけて署名を集めて、市長のほうへ要求して羽ノ浦の公園にやっと仕上がったとお聞きしています。随分若者には好評を得てるようです。

これは、ただあくまでも、私はスポーツの一種だな。スポーツがいろんな多様化してますけどね、これはスポーツの一緒だな。庁舎の中で幾ら調整池があいてるといっても、あそこで、さあ小学校の高学年、中学生がスケボーというのは、イメージからすると、がた

がたがらがらやっていかがなものかなっていう単純なイメージを今も持ってます。するのであれば、例えば阿波にも運動公園もありますし、特に隣の緑の丘なんてのは、使ってないような施設もあるわけです。そんなところもやっぱり運動公園の一つの競技として青少年にこれから伸びていくであろうスケボー、そんなことをしてもいいんじゃないかっていうのは頭にあります。

庁舎の中の文化交流施設のあくまでも調整池でございますので、そこでさあどうなのかなって、いまだに頭の中から消えない、正直な話です。そんなところから、江澤議員には本当に失礼なことも申し上げたこともあります。十分に検討もいたしますし、議員の方からもこれからもいい知恵、アイデアがありましたら、ご意見伺いながら調整していきたい、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。

○4番(江澤信明君) それぞれ今私の提案したもんに対していかがなものかなというお答えいただきました。部長のほうからは、それはスポーツだからスポーツ公園だと、市長のほうも、それはスポーツだからスポーツ公園だと。スポーツ公園って、阿波市今このスケボーないですよね。計画なされとんですか。これからしていくんですか。まず、それ1点。

それと、副市長が今おっしゃったように、2人はスポーツと。ウチノ海の見に行ったときに、親子で滑りよる。あれスポーツと思いましたか、遊びと思いましたか。庁舎の中でスポーツはだめだ、スポーツはスポーツ公園だと言うんであれば、そこでもしも親子でキャッチボールしよると、3人以上は、これ野球やけん野球場に行け。ボール蹴りしよる、5人以上はサッカー、サッカー場に行け。今、そこのお昼休みに、体育館で職員が卓球しよる。私は、ええことだと思うとる。あれは、卓球、スポーツ、ピンポン。市が、これがスポーツ、これが遊び、そういう仕分けは、私はいかがなもんかなと思うとります。確かに、阿南のほうは、阿南市の「広報あなん」という中で大きく取り上げて、ここに取り上げて、若者が集う町阿南をスケートボードで盛り上げたい、スケートボード協会もつくって。今市長がおっしゃったように、スケートボードは不良の遊び、そういうふうな思われ方をされるのが嫌だと。健全なスポーツ、遊びだと書いてある。それで、それを理解していただくのに一生懸命に署名をしたと、そういういきさつがあるんです。

それで、先ほど見ていただいた鳴門のウチノ海のこれは県のスローガンですけどね、自然に接する場、それと人の触れ合い・想像の場、みんなで楽しく遊びの場、どこにもスポ

ーツとか遊びとか区切ってないですよ。市が、これは遊びだ、これはスポーツだ、スポーツはスポーツ公園、野球は野球場、ここで特定の人たちにそういうふうな遊びの場をするのはいかがなもんか。

副市長、あなたは、あれでしょう。8月の暑いときに見に行ったでしょう。親子で遊び に来とったでしょう。文化の森野外ステージ、暑いときはゼロですよ。市長は、今いろん な方に利用していただきますと言ってましたけども、暑いとき、寒いとき、文化の森の県 の担当者は、そら使うのは無理です、担当者が言いよんですよ。ほとんど使われない。阿 波市でも、この設計の中にすばらしい大屋根がついとる交流広場がある。ほとんどここを 使うと思うんです。特定の人が、さまざまな人が、いろんな使い方をできると、円形広 場、言っておりますけども、使われない。私は、ウチノ海のスケートボードのところには スタンドもあるんです、スタンドも。円形広場というのはスタンドもあるんですよ。だか ら、この円形広場にスタンドのところをウエーブにするだけで併用はできるんです。私 は、これを人の集まる、青少年が集まる一つの仕掛けと思うとんです。これで、阿南で羽 ノ浦のほうで言ってんのは、行政視察に私も行きました、きちっと。資料もいただいてお ります。隣が、羽ノ浦中学です、すぐ隣が。そこのPTAが反対運動を起こしたんです。 市長と同じような考えです。スケボーは不良の遊びで、風紀が乱れて、教育環境によろし くないということで、PTAが反対運動を起こしたんです。その方々は、見たこともない んですよね、そういう遊んでるところを。だから、市とそのスケボー協会を立ち上げた若 い人たちが一生懸命説明して、理解をしていただいて、1,500平米のスケボー公園を 去年の12月に完成しとんです。去年の12月から、この私が調べに行った7月の間8カ 月間、8カ月間で2,544人が利用しとるんです。内訳は、市内が1,510人、市外 からは1,034人、主に土日、祝日だけです。平均したら、土日、祝日に40人から5 0人来とるらしいですけどね。それで、交通が結構不便ですので、家族連れ、車で来とん です。家族はこの中入っとらんのですよ。家族も含めたら、もう少し来場者はふえるとお っしゃっておりました。それでまた、そういう協会を立ち上げた若い人たちがスケボー教 室など開いて、子供が集まり、地域が活性化したと地域の人も喜んでおります。

市長は、今もおっしゃったように、この反対したPTAの方々とまだイメージが重なっとると思うんです。私は、質問する以上は、この阿南の施設、それからまたウチノ海の施設、文化の森へ行って、きちっと質問するだけの資料を集めてきております、いかに円形広場とか野外劇場が看板倒れで、使われてないか。

私は、庁舎建設準備室に、これだけでなしに、交流広場の一画に水辺広場みたいなんつくって、噴水がある水辺広場です、ちょっとの水が入ってくる水辺、噴水つくったら、小さな子供が夏にいっぱい来ますよと。あすたむらんどみたいにいっぱい来ますよという提案しました。そういう仕掛けを1つずつつくって、子供たちを集めたら、親はついてくるんだということを提案しました。そしたら、準備室は、市の方針と違う。江澤さんの言いよることは市の方針と全く違う。平行線だと。子供や青少年集めなんだら、人は集まりませんよと私は言いましたけども、市の方向と違うと言っておりました。市長、市の方向とはどういうことですか。お願い申し上げます。

○議長(阿部雅志君) 野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 江澤議員に一言お願いいたします。私、スケートボード、不良の遊びとは言った覚えございません。ただ、裏街道、旧商店街ね、あそことか眉山の上で90センチぐらいの板に4つ輪がついてるやつで、こういう格好で走ってるのは記憶ございます。あれが交通状態とかですね、そんなとこでやるのはいかがなものかなという思いは持ってますけど、不良の遊びとは、議員が言ったんであって、私は言ってございません。

それともう一点、阿南市の場合は、非常にリーダーがおりましたね、レベルの高い。400名、500名の署名を集めて、議長に何カ月もかかってお願いした、市のほうへ。本当やっとできたと、ご苦労なさってます。本来なら、阿波市にもそういう青少年が、危なくない、土曜に、日曜のこの庁舎ありますよね、広場が。そこで本当に見かけなきゃいかんです。僕、見たことないですよ、阿波市内でスケートボードやってる小学生、中学生。議員、見たことあります。80センチ、90センチ弱の板ですよ、4つリングがついてる。それで滑っていくんですよ、道路、アスファルトの上をね。高度になれば、宙返りしたりやるわけですね、お椀の中みたいなところでこうやるわけですよ。健全な恐らく遊びであるし、スポーツでしょう。そのあたり、十分ご理解を願いたい。阿波市内で、本当私スケートボードをやってる小学生の高学年、中学生、見たことないです。そのあたりをやっぱり需要と供給のバランスもあるんですよ、お金使うんだから。そのあたりもご理解願いたいな。これから阿波市がスケートボード場をこしらえて、そういう青少年を育てていくんだ、遊びの場をこしらえるんだ、いやスポーツに育てるんだって言うんならわかります。そうじゃないですね。私、本当見たことない。

徳島新聞に、阿南の羽ノ浦のスケートボード場が載ったある。ああ、苦労してこしらえて、にぎわいを見せてる。そっくりそのまま阿波市に持ってきて、調整池にすぐ取っかか

っていいもんかどうか。私は、だから疑問に思いますという答弁をしてるわけなんです よ。本当にやりたい気持ちありますよ。でも、今まだまだ土壌ができてないとこに種まき できんです。そういうことでご理解お願いします。

○議長(阿部雅志君) 江澤信明君。

市長、市長、見てないだけです。私ども、子供が小さいときに ○4番(江澤信明君) は、ヘルメットから全て買うて、家の庭で、道路で遊んだらいかんから、20年も昔の話 です。そういうふうに、大概子供たちには1回はそれは買うとると思うんです。それは見 たことないだけでね、市長は道路で、市内で遊んだと。こっちのほうでは、道路で遊ぶな と、私ら言うとるけどね、それは無理です、見てないのは。ただ、使われない広場より も、そういうふうないろんな子供たちが喜ぶような仕掛けですよ、仕掛けをつくりません かということで。とにかく子供を集めたら、親もついてくるし、子もついてくるんです よ。この庁舎の建設審議会の中に、いろんな各種団体、商工会、文化協会、農協、婦人 部、老人会、そういう方々が入っておるけども、青少年とか子供の代表や入ってないです よ。まず、市長、人が集まる場所っていうのは、子供たちを集めてください。子供たちが 集まれば、親も皆詰まります。だから、私は将来こういう仕掛けをひとつずつつくってい って、水辺広場にしてもそうなんですよ。裏側にアスレチックをつくったり、そういうふ うにして、今阿波市の幼稚園や保育園の方々が春にどこへ遠足行きよるか知ってますか。 吉野川の向麻山へ行きよんです。桜がきれい、アスレチックがある。市長が言いよるよう に、あの阿讃山麓沿いの桜、アンズ、スモモを咲かせて、皆さん人を呼びませんかと。そ こにそういうふうな施設、BMXのバイクロードみたいなん、サイクリングロードみたい なんをつくれば人が集まってきます。子育てするなら阿波市、遊びに行くのなら市役所と いうふうになればええなと思うて、私は提言しとんです。とにかく子供たちが喜んで阿波 市の市役所に来ていただくようなことを考えてください。今のままだったら、それは文化 協会とかいろんなギャラリーの中にたくさん要望入っておりますよ。それは、協会とか は、皆あれは大人の遊びが究極で趣味になっとんですよね。そういう方々が協会とかサー クルとか団体をこさえていっとん。だから、大人のことは随分答申の中に入って、こん中 の一節の中に入っております。十分これで行けると思うんです。ただ、子供のことを考え ていろいろ集まっていただくような施策をお願い申し上げますというふうにして、私もス ケートボードのやつが一番ええとは思うてないんです。ただ、そういうアイデアを6月議 会にもうちょっと知恵つけませんかと言うたときに、何もアクション起こさんかったか ら、私はこれ自分で調べに行って、質問しよるわけなんです。まず子供が集まる施設をつくっていただいたら、自然に人は集まってきます。今のままだったら、大人は集まってきます。それも展示会しよる人とか、そこへ会に参加しよる人とか、そういう方だけは集まってきますけど、ほかの人は集まってきません。だから、市長が言うように、老いも若きも、子供も全部が集まってこれるような施設を考えてください。また、そう言うならば、稲岡さんが今度建設特別委員会をつくっていただきますので、その場でまた。

○議長(阿部雅志君) これで質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩 午後2時55分 再開

○議長(阿部雅志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番池光正男君の一般質問を許可いたします。

14番池光正男君。

〇14番(池光正男君) 議長のほうから指名がございましたので、私の一般質問を始めます。

まず、1番目から社会保障税一体化改革における消費税引き上げについて、2番目に子供、子育て新システム関連法案について、3番目に住宅リフォーム助成制度について、以上3点を質問をしたいと思います。

まず、1点目の問題ですけれども、野田政権が社会保障のため財政再建のためと言い続けた消費税大増税法案が、民・自・公3党で強行され、衆議院で可決、参議院に送られております。現在、世論調査でも、今国会での成立には反対が6割を超えております。景気の悪化や税収の落ち込みを招く消費税大増税は、私もやめるべきだと思います。国のこういった政治で、今でさえ経済の落ち込みや地域産業の低迷で苦しんでいる人たちがたくさんいる中にこんなことされたら大変だ、生活に困るという声が大多数でなかろうかと思います。

そこで、阿波市において、1点目に、消費税率が上がった場合、地域経済、産業、農業、商工業に大きな影響を及ぼすことになろうかと思いますけれども、市民生活が非常に心配されるが、市としての考えはどうかということであります。1点目の質問をしますので、答弁をお願いします。

- ○議長(阿部雅志君) 田村産業経済部長。
- ○産業経済部長(田村 豊君) 池光議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

ご質問は、社会保障と税の一体改革における消費税率の引き上げについてということで、消費税率が上がった場合、地域経済、産業、農業、商工業に多大な影響を及ぼし、市 民生活が心配されるが、市としてはどのように考えているかというご質問でございます。

国においては、高齢化社会の進行により増大が見込まれる社会保障給付費、その財源の確保を図るために、本年8月に消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法が成立をしたところであります。消費税につきましては、平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%にと、2段階で引き上げられます。増税による社会、経済への影響につきましては、前回の増税時と同じように、消費の減少や増税前の駆け込み需要と増税後の反動減などが予想されるところであります。

今回の消費税増税の影響を一般家庭で試算をしてみました。これにつきましては、先日の徳島新聞にも掲載されたところでありますが、夫だけが働く4人家族で年収が500万円の場合は、32万8,900円の支出増となります。また、75歳以上の夫婦で年収が240万円の場合につきましては、13万6,800円の増となっております。生活費への負担が増大することが見込まれております。このことにつきましても、詳細につきましてはまだまだ発表されていませんので、影響額などは試算できないところでありますが、この増税による景気への影響につきましては、市においても懸念するものでございます。

それで、工業関連では、データバンクの企業調査によりますと、消費税率の引き上げは 企業業績に悪影響を及ぼすとの回答が63.6%でありました。その理由といたしまして は、税負担の上昇を上げているものが44.8%を占める結果となっておるところであり ます。市内におきましても、中小の製造業は消費の減退により仕事量の低下、また雇用の 場の減少、また商業関連におきましては、消費の低下による地域経済の冷え込みが懸念さ れるところでもあります。農業関連でも、消費者や生産者の両者で一時的に経済が低迷す ることが予想をされます。

農業は、国民の食料を賄う産業であります。市といたしましては、今後も本市の農業確立を目指し、これまで以上に国や県に働きかけを行うとともに、阿波市農業振興計画の方針に従いまして、ブランドづくりや地産地消の促進に向けた阿波市独自の事業にも取り組んでまいりたいと考えています。そして、このような経済状況の中で、一層進むであろう少子・高齢化を想定し、商業、工業、農業と全ての産業の振興を図りながら、阿波市総合

計画に掲げてございます、安心・安全のまちづくりのために市民サービスを低下させることなく、充実した社会保障制度や持続可能な財政構築を推進、継続できるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(阿部雅志君) 池光正男君。

○14番(池光正男君) 今の部長のほうから答弁がありましたように、市においても全 体に与える影響は、はかり知れない状況にあろうかと思います。私も、市内にあるコンビ ニ、県内での大手スーパーとか、JA、商工会、企業等を訪問しまして、意見を聞いてま いりました。消費税についての考え方として、その責任者、企業とか会のほうはコメント できないけれども、個人としての意見だったらということで聞いてまいりました。共通し て言えることは、今の経済状態で消費税を10%にしたらどうなるか、売り上げは落ち込 み、店が成り立たなくなる、地域経済が崩壊しかねない、不安であるということも言われ ておりました。また、農業においても、農産物が売れなくなるであろうと。消費が落ち込 むであろうと。それにまして、TPPが成立したときは成り立たないであろうということ でありました。もう一つは、消費税を上げるよりも、もっとほかにすべきことがあるんで あるであろうと。政党助成金なるもの、1党共産党を除いて、ほか三百数十億円を山分け しとると、こんなんけしからんという意見もございました。こんな無駄な政党助成金は一 刻も早く廃止すべきでなかろうかと、また厳しい意見でありますけれども、国会議員の定 数を減せとか、公務員の削減、報酬、給与の引き下げをせよとか、そういうさまざまな意 見が出されました。また、大企業の法人税減税を改め10年前の水準の税率制に戻せとい うことと大金持ちに対しての応分の税の負担、不公正税制をなくしてもらいたい、そうい うような意見もありました。また、消費税大増税による影響は多大である。これは、当然 でなかろうかと思いますし、労働者であれば収入が年間一定しておりますので、それを考 えれば、何を削らなければならないかということで、1番目に出てくるのが衣食住という ようになってこようかと思います。農業、商工業においても売り上げの低下、一定の額を 超えた場合には売り上げに消費税を納めなければならない、いわゆる税の納付、そういう ことですから、経営が困難になるのも必然でなかろうか。消費税法案は、私はこのたびは 廃案にするしかないと思います。

それと、消費税の、ちょっとこれこういうのが出ております。これ消費税を10%に上げた場合に、13.5兆円という増収になります。その中で、社会保障の充実に使うのが

2. 7兆円になります。それで、残りのこの10. 8兆円というのはどこへ使われるのかなということで、国会でもそういうこと、使い道、使途については、ばれております。そういう中で、どういうように使うのかっていうと、今の野田内閣は、7月31日に日本再生戦略を閣議決定して、首都圏空港の機能拡充、強化、大都市の環状道路の整備など、大型公共事業のそういうことに使うんだと言っております。また、自民党でも、10年間で200兆円を注ぎ込んで高速道路や新幹線など高速道交通網を構築する、国道強靱化を提起されております。また、公明党のほうも10年間で100兆円を費やす防災・減災ニューディールを発表するなどして、これを消費税の、その10. 8兆円のゆとりのある分を使おうとしております。そうなれば、財政健全化があり得るはずがないと私はそう思います。

それと、今やるべきは、国は何をしなければならないかっていうことでございますけれども、増税でなく雇用の拡大と社会的資本の確立だと思います。若年層の正規雇用を確保し、ワークシェアリングをしながら所得を上げ、消費を拡大する。さらに、海外に逃げてしまった資本を呼び戻し、国内産業をもう一度建て直すことだと私は思います。ですから、この税制法案は廃案にするしかないと、私はそういうふうに考えております。

それと、今の消費税の問題についてはおきたいと思います。

続きまして、2点目の質問に入っていきたいと思います。

子供、子育て新システム関連法案についてのことで、1点目の阿波市において幼・保一元化にしていくようでありますけれども、内容はどうかということと、2番目に保育・幼児教育は人間形成にとって一番大事であるが、公的制度から民間へと移行していく方向の中、阿波市の見解はどうお考えになっておるか、答弁していただきたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 坂東健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(坂東恵子君) 池光議員の2番目の質問で、子供、子育て新システム関連法案について、まず1点目の阿波市において幼・保一元化にしていくようであるが、内容はどうかという質問にお答えします。

子供、子育て関連3法は、平成22年1月から少子化社会対策会議決定により、検討会議を設け、検討が始められ、約3カ年にわたる検討が重ねられ、可決成立している3法です。検討会議は、基本制度、幼・保一体化、子供指針の各ワーキングチームを設け、子供、子育で新システムに関する基本制度がまとめられ、公表されています。この中の幼・保一体化には、小学校就学前の全ての子供に質の高い幼児教育と保育を保障し、子供の良

質な生育環境を整えていくことを目指すものですとされています。

阿波市におきましては、合併時に策定しました新市まちづくり計画に基づき、平成18年度に策定した第1次阿波市総合計画を総合指針として、国、県などの新しい子育て支援策の動向を注視しつつ、時代の変化に対応した新たな施策の構築を図り、また21年度に策定した阿波市次世代育成行動計画後期計画との整合性を図ることも重要であると考えております。こうしたことを背景に、昨年阿波市幼・保連携施設整備事業基本計画を策定し、阿波市の将来を見据えた幼・保一体化の中・長期的なモデル施設として八幡地区及び一条地区の施設整備に取り組んでおります。八幡地区は今年度から事業に着手し、平成25年度内に完成する予定です。また一条地区は、平成25年度から事業に着手し、平成26年度内に完成する予定です。そして、幼・保連携施設整備にあわせ、幼・保職員の交流研修会などを実施、さらに幼児教育、保育の質の向上を図り、切れ目のない連続性のある子育て支援環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の保育、幼児教育は、人間形成にとって一番大事であるが、公的制度から 民間へと移行していく方向の中、阿波市の見解はどうかという質問にお答えします。

近年の少子・高齢化社会の進展や三位一体改革に伴う公立保育所の保育運営費の一般財源化といった保育行政の変革の中、保育の質の向上や多様化する保育事業の状況下、一番重要なことは、やはり利用者である市民の利便性であると考えます。現在、本市の保育行政においては、保育所の保育料の基本額を県内8市の中で最も低く設定し、全国平均よりもかなり低く設定しております。保育料の保護者負担を軽減しております。また、延長保育や一時保育などの保育サービス面においても充実しているものと考えております。

保育サービスや多様化する保育事業、保育の質などの維持、拡大、向上を図るためには、次代の保育行政の管理運営などを随時利用者目線で検証し、利用者にきめ細かなサービス提供の継続的、安定的に図れるようにしていくのが行政の責務であります。そのためには、阿波市という地域に最も合った資本を確立しなければなりません。現在推進されております中央集権から地方主権へという意義を踏まえながら、将来の本市、また利用者に最善の方法を検討しながら、施策の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 池光正男君。
- ○14番(池光正男君) 部長のほうから答弁をいただきました。

子育て環境をよくする支援体制を整えるということと、阿波市の場合では、合併特例債を活用して、吉野、八幡で2カ所、幼・保一体化で進めるということでありますけれども、今の国の方針に従っていく方策をとればどうなるか、急に国の方針に従うということはできないであろうと思いますけれども、その中で、これも民・自・公3党から新システムに関連して子供、子育ての支援法関係整備法案の修正案と就学前の子供に関する教育、保育など、総合的な提供の推進に関する法律の一部改正案、認定こども園法の3法が提出されたわけでありますけれども、新システムは検討段階から保育をもうけ本位に市場化し、公的保育制度を危うくするものと多くの問題が指摘され、心配されているわけであります。修正された新システム関連法の内容、それが子供たちの保育はこれからどういうふうになっていくのかなということで、心配されるわけであります。

それと、こういった現実に起こってくることがいっぱいあるということで心配されます。その中で、1、2、3と認可保育所とはわかりにくいんで説明してもらいたいんですけれども、認可制とか認定こども園はどういうものなのかっていうことを答弁していただきたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 坂東健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(坂東恵子君) 池光議員の再問にお答えします。

まず、第1番目に認可保育所とはとの質問ですが、認可保育所とは、児童福祉施設の設備運営基準の保育所最低基準を満たし、認可された施設をいいます。その基準とは、施設の広さ、保育士などの職員数、給食設備、防火管理、衛生管理などを指します。保育所が認可を受けるためには、まずこの保育所最低基準を満たすことが条件です。

また、認可については、国、県からの権限移譲により、自治体の長である市長に移譲されております。

次に、2番目に、認可制とはとのご質問にお答えします。

保育所事業を開始するときは、事業の適性判断をするために、国や県、または市町村の 認可または届け出が必要とされています。この適性判断の基準は、認可保育所の設置最低 基準の適合するものでなければ認可はしてはならないとされております。このことが保育 所設置の認可制と言われております。

続きまして、3番目の認定こども園とはにお答えさせていただきます。

認定こども園は、2006年に本格的に実施され、保育所及び幼稚園などにおける小学 校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を 行う施設で、県知事が条例に基づき認定するとされております。この制度は、就学前の教育、保育に関する多様なニーズの対応に求められる機能に着目し、幼稚園や保育所などがその機能を保持したままで認定こども園の認定を受ける仕組みでもあります。

それから、地域の実情に応じて、幼稚園、保育所に加え、新たに認定こども園という選択も可能とされております。具体的には、教育と保育を一体的に行う機能、また地域における子育て支援機能の2つの機能を備える施設で、認定こども園として県が認定するものです。

阿波市においては、本年度施設整備に取りかかりました八幡地区幼・保連携施設を将来 的な幼・保連携型認定こども園として位置づけられるように整備を進めているところであ ります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 池光正男君。
- ○14番(池光正男君) 今の部長の答弁で、3つのことについてよくわかっていただけたと思います。

今度、新システムで出されているのは、どこが問題なのかと言いましたら、児童福祉法、これを変えて、実施義務をどういうふうに変えるかということであります。実施義務をなくしてしまうというような内容になっているように思います。今の現行児童福祉法は、保育に欠ける児童保育において、保育所において保育しなければならないとしております。あくまでも保育所で保育することが基本で、ただし書きで保育需要の増大等やむを得ない理由がある場合の過渡的、緊急的な措置として、家庭的保育、保育ママ、小規模保育等が位置づけられておるわけなんですけれども、これが認可保育所での保育と、これ以外の家庭的保育事業などによる保育確保措置を並列に置いたんでないかと思われ、そういうことになれば、どちらが原則的になるのかっていうことであります。そういうことになれば、当然問題として多く残ってこようかと思います。

それと、認可保育所の整備責任を放棄してしまうような内容にもつながるんじゃないかなと思います。1つは、実施義務規定の改変は、認可保育所はできるだけふやさない、安上がり政策への転換につながってくるのではないかという問題が残ります。これまでの児童福祉法では、私立認可保育所の新設、修理、拡張などに国が3分の1、市町村4分の1の割合で補助していました。これにより、不十分ながらも認可園の新改築が進められてきたのですけれども、この新システムが導入されれば、財政支援が心配されます。この財政

支援がなければ、認可保育所をふやすことはおろか、老朽化している多くの保育所の建てかえさえままにならないということと、地方の保育団体の幹部の方は、実施義務を戻すというのに、なぜ施設整備の助成対象から保育所を除いた児童福祉法56条の2の規定はそのままなのか、全国で1万カ所以上の私立保育所を担ってきた社会福祉法人は全て潰れてしまうんでないかという意見も出されているわけであります。そういうことで、認可制度のまた大幅な緩和も考えているようであります。この問題についても、多様な事業主体の参入を促して保育の量の拡大を図るという名目で、保育所と現在認可外の小規模保育等の参入について指定制度を導入するとしていました。指定制では、市町村は質の確保のための客観的基準を満たす施設は原則全て指定しなければならないと、基準があります。基本的に市町村が定め、引き下げられる懸念が強いわけであります。保育の質が確保されない、安定した経営ができるのかという疑問があったわけなんです。

そこで、そういった中で、衆議院の一体特別委員会ですとか、この中で自民党の中でも 子供、子育て新システムには反対ですとして、指定による保育施設では児童安全・安心の 確保が心配とされていたわけなんです。そこで、この修正案では、指定制は撤回されたそ うです。安全・安心の確保とは、まだまだほど遠いものでないかと思います。認可保育所 がふえないのは、現在の認可制度では市町村の裁量が強く、財政負担増を嫌って企業を認 可しないからだという認可制度を大幅に緩和しようというのがこの法律の内容になってお るようであります。だから、現在保育所は認可制をとり、最低基準を満たすだけでなく、 保育所運営が可能な経済的基盤、社会的信望、不正行為を行うおそれがないことなど、安 定的運営が保障されるよう審査されます。自治体が保育所運営にふさわしくないと判断 し、営利企業を認可しないことも可能でした。これは、子供たちに安定的に保育を保障す るための当然の仕組みだと思います。認可保育園がふえないのは、国が十分な財政措置を 行っていないのが最大の問題であり、それを制度の問題に転嫁し、企業参入のハードルを 下げるやり方では、子供たちの安全・安心は守れないと思います。これ難しいことを申し 上げるようでありますけれども、現在市町村は公立保育所をつくっておりますし、また私 立認可保育所に委託するなどして、保育に責任を負い、保育に欠ける子供に保育現物を保 障してきました。保育を必要とする子供が、どこまで同じ水準の保育が受けられるように 最低基準を国が定め、国と市町村が運営費を負担し、設備整備にも補助することで公的保 育制度を確立していたわけであります。こういったいい制度を変えるようでは、あっては ならんと思います。この新システムには、私もこういうことで反対であります。子供の将

来を考えるならば、当然保育制度のあり方を現状どおり本当に健やかに育っていくような、そういう運営でやっていただきたいと思います。

そして、認定こども園のことが出ましたけれども、これは親の所得により子供が差別的に扱われる、子供の利用時間がばらばらになることによる継ぎはぎ保育の影響など、さまざまな問題が指摘されているわけであります。だから、公的保育制度をより充実されることが今求められていると思います。新システム法案というのは、質が保障された公的な保育所に子供を託したいという保護者の願いに反するものでなかろうかと思います。とにかく、そういうことで新システムの問題につきましては私はやるべきでないと考えております。

次の終わりの質問に移りたいと思います。

住宅リフォーム助成制度について、1番の助成対象となる内容についてでございます。 それについて、また答弁お願いしたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 西村建設部長。
- ○建設部長(西村賢司君) 池光議員の一般質問で、住宅リフォーム助成制度について、 対象となるリフォーム工事の内容について、それについてお答えしたいと思います。

住宅リフォーム助成制度の目的、その一つは、市民の居住環境を改善させる。それから、2つ目といたしまして、中小企業事業者へのリフォーム工事の発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用改善に寄与するものというものでございます。

また、この制度につきましては、市民からの要望が大変強く、県内の助成事業を行っている自治体、現在のところ3市5町1村ございます。この取り組み状況について調査をいたしました。どの市町村も、制度の利用者が大変多く、住環境の向上に役立つ効果的な事業であることから、本市におきましても、住宅リフォーム助成制度を今議会に予算計上いたしております。

この制度は、市民が市内の業者を利用しまして住宅のリフォーム工事を行った場合に、 その経費の一部を市が助成する制度であります。助成の金額は、工事費の20%で、20 万円を限度といたしております。対象工事費は、30万円以上の工事として、今年度の助 成する予算総額は600万円を計上いたしております。

対象となる工事内容を上げてみますと、屋根のふきかえや、それから外壁の塗りかえ、 そういった改修工事、それから床の張りかえ、クロスの模様がえ、内外装タイル張りかえ 工事、サッシの取りかえ、浴室、ユニットバス、トイレ、洗面台の改修工事、それからシ ステムキッチンの設置工事、そういったいろいろなたくさんの工事の修繕とかリフォーム 工事を対象といたしております。

この制度の詳しい内容及び募集につきましては、広報阿波の11月号、また阿波市のホームページ、ケーブルテレビ等でお知らせするというふうにいたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 池光正男君。
- ○14番(池光正男君) 住宅リフォーム制度については、この件について今までに質問もしてまいりましたが、今回この制度についての予算化をしていただきました。建設労働組合また職人の皆さん方から強い要望も出ておりました。今回、こういったことで実りました。非常に喜ばしいことであろうかと思います。引き続き、市長以下理事者の方々には努力をしていただきたいと思います。

それと、答弁の中に、1つとして、市民が市内の業者を利用してということに限定しておりますけれども、そういう請け負う人は限定のことについてと、個人住宅だけなのか、 そして納屋とか倉庫ほかについても対象となるかどうか、再問しておきたいと思います。

- ○議長(阿部雅志君) 西村建設部長。
- ○建設部長(西村賢司君) 池光議員の再問にお答えしたいと思います。

まず、この工事につきましては、市内の業者を使うというのが限定でございます。その中での次の質問ですけれども、対象となる建物につきましては、市内に所有して、みずからが居住している住宅ということでございます。また、店舗や物置につきましては、そういった併用住宅ってのがございますけれども、併用住宅につきましては、居住している部分のみについての対象といたしております。店舗や物置専用というんですか、それから住宅につきましても、新築とか増築については対象外といたしております。

また、この制度につきましては、補助金の交付を受けた方、またその住宅については1 回限りの申請というふうになっておりますので。

なお、この制度につきましては、いろんなケースが考えられますので、担当いたしております住宅課のほうに、詳しい点についてはお問い合わせいただきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(阿部雅志君) 池光正男君。
- ○14番(池光正男君) 基本的な効果、効力ということで、住民の住環境、災害に強い

まちづくり、地域経済の活性化、雇用にも貢献するというのが大きな目的であります。大いに市民の方々に活用していただきたいと思います。

今までの答弁は、質問なりしてまいりましたけれども、私が今までに質問した内容に照らし合わせてみましたら、おおよそそれに沿った形で出ておりますので、これ以上のことは申し上げません。

地域の経済の活性化が今求められている中、こういった施策により一役も二役も貢献されていくであろうと期待されるところであろうかと思います。住宅リフォーム助成制度を創設している自治体は、全国で530市町村に広がっております。まだまだ広がっているわけです。その仲間入りをしたわけであります。とりわけ最近では、地震対策も考えていかなければならないと思います。答弁の中にでもありましたように、市として県内制度化されているところを調査され、効果的な事業として、市民の住環境の向上に役立つということであります。また、市民に対しての広報、お知らせなどするということであります。この件についても、具体的にわかりやすい方法でやっていただきたいと思います。この制度について、市民に対して漏れなくやっていただきたいと思います。そして、要望がある人には当たるように、また来年も要望に応えるべき予算もそれに似合うように計画的にやってほしいと思いますので、強く要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長(阿部雅志君) これで14番池光正男君の一般質問が終了いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 2 議案第53号 平成23年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第54号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について

日程第 4 議案第55号 平成23年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定 について

日程第 5 議案第56号 平成23年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について

日程第 6 議案第57号 平成23年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について

日程第 7 議案第58号 平成23年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳 入歳出決算認定について

- 日程第 8 議案第59号 平成23年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定について
- 日程第 9 議案第60号 平成23年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第61号 平成23年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認 定について
- 日程第11 議案第62号 平成23年度阿波市水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について
- 日程第12 議案第63号 平成23年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第64号 平成24年度阿波市一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第65号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第15 議案第66号 平成24年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第67号 平成24年度阿波市水道事業会計補正予算(第1号)に ついて
- 日程第17 議案第68号 阿波市暴力団排除条例の制定について
- 日程第18 議案第69号 阿波市防災会議条例の一部改正について
- 日程第19 議案第70号 阿波市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第20 議案第71号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第72号 阿波市立久勝保育所の指定管理者の指定について

○議長(阿部雅志君) 次に、日程第2、議案第53号平成23年度阿波市一般会計歳入 歳出決算認定についてから日程第21、議案第72号阿波市立久勝保育所の指定管理者の 指定についてまでの計20件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行いますが、通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会委員長におかれましては、第3回阿波市議会定例会

日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いをいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

議事の都合により、18日火曜日の本会議は休会といたしたいと思います。これにご異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部雅志君) 異議なしと認めます。よって、18日火曜日の本会議は休会とすることに決定をいたしました。

次回の日程を報告します。

19日午前9時30分から決算審査特別委員会、20日午前10時から文教厚生常任委員会、21日午前10時から総務常任委員会、午後1時から庁舎特別委員会、24日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回本会議は、27日午前10時再開といたします。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後3時40分 散会